

# HRC47 会議記録

房野 桂 作成

## 2021年6月17日(木)

国連人権理事会は、2021年6月21日から7月13日まで、ジュネーブのPalais des Nationsで第47回定例会期を開催する。理事会は、ほとんどのステートメントがヴァーチャルで行われる状態で、第18号室で開催される。

会期は、フィジーのNazhat Shameem Khan大使を議長として、6月21日午前10時に始まる。この機会に、国連人権高等弁務官Michelle Bacheletが、高等弁務官事務所の年次報告書を発表し、これに続いて、流行病と保健緊急事態に対応する際の国々の中心的役割と持続可能な開発とすべての人権の実現を推進する際のその社会経済的結果に関する報告が行われ、これに続いて意見交換討論が行われる。

会期中に、理事会は、広範な人権問題に関する報告書を検討し、とりわけ約40か国に関する人権専門家、グループ、メカニズムとの30以上の意見交換対話にかかわる。理事会は、COVID19の流行を含め、広範な問題に関する約70のテーマ別・国別報告書のプレゼンテーションを審議する。

理事会は、女性性器切除の多部門的防止と対応に関する年次高官パネル討論、「企業と人権に関する指導原則」の10周年に当たってのパネル討論会、気候変動が高齢者の完全で効果的な人権の享受に与える否定的インパクトに関するパネル討論、女性の人権に関する年次の丸一日の討論、スポーツとオリンピックの理想を通じた人権の推進に関する4年に一度のパネル討論及び教育への権利に重点を置いた技術協力と能力開発に関する年次テーマ別パネル討論も開く。14か国の普遍的定期的レビュー、つまりミクロネシア、レバノン、モーリタニア、セントキッツ・ネヴィス、オーストラリア、セントルシア、ネパール、オマーン、オーストリア、ミャンマー、ルワンダ、ジョージア、サントメプリンシペ及びナウルの最終結果も検討され、採択される。

第47回会期の詳しい議事とさらなる情報は、会期のウェブページ(<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/RegularSessions/Session47/Pages/ListReports.aspx>)で見ることができる。提出される報告書は、ここで閲覧できる(<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/RegularSessions/Session47/Pages/ListReports.aspx>)。

## 会期第一週目

第47回会期は、国連人権高等弁務官Michelle Bacheletのプレゼンテーションで6月21日(月)に始まるが、彼女は、高等弁務官事務所の活動と世界中での最近の人権の発展を強調する年次報告書を発表し、これに続いて、流行病とその他の保健緊急事態に対処する際の国々の中心的役割と持続可能な開発とすべての人権の実現を推進する際の社会経済的結果に関する彼女の報告書のプレゼンテーションがあり、続いて第2日目に終わる意見交換対話がある。エリトリアの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話も月曜日に開催

される。

火曜日には、理事会は、イランに関する事務総長の報告書のプレゼンテーションと、国連人権高等弁務官の年次報告書と高等弁務官事務所と事務総長の報告書を扱う議事項目2の下でのニカラグアに関する高等弁務官の口頭による最新情報のプレゼンテーションを聞くことになる。それから、開発への権利を含むすべての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護に関する議事項目3に関して、理事会は、適切な住居に関する特別報告者との意見交換対話に参加する。

水曜日の午前に、理事会は、女性性器切除の多部門的防止と対応に関する高官パネル討論会を開催し、健康への権利に関する特別報告者と移動者の権利に関する特別報告者との意見交換対話がこれに続く。人権と国際連帯に関する独立専門家との意見交換対話は、水曜日の午後に始まる。6月24日木曜日には、教育への権利に関する特別報告者と性的指向と性自認に関する独立専門家との意見交換対話を別々に開催する。

第一週の最終日には、理事会は、国内避難民の人権に関する特別報告者、大量殺戮の防止に関する国連事務総長特別顧問及び女性差別に関する作業部会との別々の意見交換対話にかかわる。

## 会期第2週目

第2週目の初日に、理事会は、女性に対する暴力に関する特別報告者、人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者及び裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者との別々の意見交換対話を開催する。人権と多国籍業とその他の企業の問題に関する作業部会との意見交換対話も始まるが、これは翌日に終了する。

火曜日に、理事会は、極度の貧困に関する特別報告者との意見交換対話を始め、2011年6月に人権理事会によって支持された「企業と人権に関する指導原則」の10周年記念を記すパネル討論会を開催する。

気候変動が、高齢者による人権の完全享受に与える否定的影響に関するパネルと司法外・即決・恣意的刑の執行に関する新特別報告者との理事会の意見交換対話は、6月30日水曜日に開催される。その翌日、理事会は、平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者と意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する新特別報告者との別々の意見交換対話を開催する。ハンセン氏病にかかった人々とその家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者との意見交換対話も始まる。

7月2日金曜日に、理事会は、麻薬政策の調査に関する作業部会との意見交換討論に参加する。それからプライバシーへの権利に関する意見交換討論を始めるが、これは翌週に終了する。

## 会期第3週目

第47回会期の第3週目は、7月5日の月曜日に始まり、女性の人権に関する丸一日の年次討論の最初のパネルで始まるが、これは障害を持つ女性と女兒に対する暴力に重点を置く。それから、理事会の注意を必要とする人権状況に関する議事項目4を取り上げて、理

事会はベラルーシにおける人権状況に関する特別報告者との意見交換対話を開催し、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の人権状況に関する高等弁務官の報告書についてのもう一つの対話がこれに続くが、これは翌日に終わる。

女性の人権に関する年次丸一日の討論の2番目のパネルは、7月6日の火曜日に行われる。これはCOVID-19流行のからのジェンダー平等な社会経済的回復を中心とする。火曜日に理事会は、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会との意見交換対話も開催し、翌日に終わるミャンマーに関する高等弁務官の口頭による最新情報に関する対話のみならず、シリアにおける人権状況に関する口頭による最新情報を発表する。

水曜日には、スポーツとオリンピックの理想を通じた人権の推進に関する4年に一度のパネル討論が、「若者の人権を推進するためのスポーツとオリンピックの理想を強化する可能性」というテーマの下で、理事会で開催される。理事会は、口頭による進捗報告書に関してミャンマーに関する特別報告者との意見交換対話も開催する。それから、人権機関とメカニズムに関する議事項目5に進み、「企業と人権に関するフォーラム」の報告書の発表がある。

議事項目6の下で、理事会は木曜日と金曜日に、ミクロネシア、レバノン、モーリタニア、セントキッツ・ネヴィス、オーストラリア、セントルシア、ネパール、オマーン、オーストリア、ミャンマー、ルワンダ、ジョージア、サントメプリンシペ及びナウルの普遍的定期的レビューの成果を検討する。

7月9日金曜日には、ウクライナに関する口頭による発表に関して、高等弁務官との意見交換対話の開催も予定しており、中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家とのもう一つの意見交換対話が続く。双方の意見交換討論と発表は、技術援助と能力開発に関する議事項目10の下で行われる。

理事会は、それから、パレスチナとその他のアラブ被占領地の人権状況に関する議事項目7を取り上げ、1967年以来占領されているパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者との意見交換対話にかかわる。

#### 会議第4週目

会期の最終週は、技術協力と能力開発に関する年次のテーマ別パネル討論が始まるが、今年そのテーマは、「教育への権利を推進し、万人のための包摂的で公正な平等教育と生涯学習を保障する技術協力」である。それから理事会は、議事項目9---法律執行によるアフリカ人とアフリカ系の人々に対する組織的な人種主義、人権法の侵害に重点を置いた人種主義、人種差別、排外主義、関連する不寛容の形態、特にジョージ・フロイドとアフリカ人及びアフリカ系の人々の死亡という結果となった事件---の下での高等弁務官の報告書に関する意見交換討論を開催する。この意見交換対話に、ジョージアに関する高等弁務官の口頭による最新情報の発表が続く。

理事会は、7月12日と13日に、特別手続きマンデート保持者を任命し、会期終了前に会期報告書を採択するのみならず、決定と決議を採択する。

## 人権理事会

人権理事会は、世界中の人権の保護と推進を強化することに責任を有する 47 개국より成る国連システム内の政府間機関である。理事会は、人権侵害の状況に対処し、人権侵害について勧告を出すことを主要な目的として、2006 年 3 月 15 日に、国連総会によって創設された。

第 47 回会期での人権理事会の構成は、次の通りである：

アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、ボリヴィア、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コートジボワール、キューバ、チェコ共和国、デンマーク、エリトリア、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、リビア、マラウイ、マーシャル諸島、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、ネパール、オランダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、韓国、ロシア連邦、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ。

2021 年の人権理事会議長は、ジュネーブ国連事務所のフィジー代表部大使 Nazhat Shameen Khan 氏である。理事会議長は、Keva Lorraine Bain(バハマ)、Ebyan Mahamad Salah(ソマリア)、Yuri Borissov Sterk(ブルガリア)及び報告者でもある Monique T.G. Van Daalen(オランダ)である。

## 6 月 21 日(月)午前

### 第 47 回会期開会

開会ステートメント：Nazhat Shameem Khan 人権理事会議長

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書、人権高等弁務官事務所及び事務総長報告書

### 高等弁務官年次報告書に関する口頭による最新情報の発表

Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官: 理事会の 15 周年記念は、残念ながら、人権の重大な後退の時期と一致する。極度の貧困、不平等、不正が増加している。民主的な市民のスペースは侵食されつつある。複雑な COVID-19 の危機から脱出して、包摂的で、グリーンで、持続可能で、強靱な未来に向けて進むことが、この世代の世界の指導者の仕事であろう---そうでなければ彼らの没落となろう。

「人権に関する事務総長の行動の呼びかけ」は、かつてなかったほどに密接に、開発・平和・安全保障・人権の国連の柱をつなげる青写真である。事務総長の「国連全体にわたる共通アジェンダ」のみならず、権力・資源・機会をより公生に配分する連帯の「ニュー・グローバル・ディール」によって支えられる事務総長の「新社会契約」は、健全で、包摂的な開発、持続可能な平和、信頼に根を下ろした社会を保障する人権の力を前例がないほどに強調する大胆な手段である。「行動の呼びかけ」は、特に国レベルで、前例がないほどに強力な人権主流化の手段となるであろう。2019 年 9 月に設立された高等弁務官事務所の「活性化イニシアティブ」は、重要な局面で現地チームの経済的専門知識を高め

る際にカギとなる役割を果たしてきた。

各国の状況については、**アフガニスタン**では、暴力と市民が受ける害悪の急激な上昇に驚いている。行き詰った和平会談を再開し、市民を保護するために休戦を緊急に実施するようすべての当事者に要請する。

**ベラルーシ**の状況も、表現と平和的集会と結社の自由への権利を含め、市民のスペースが厳しく制限され、市民社会と独立したメディアが攻撃され、人権活動家とジャーナリスが司法的に迫害される状態で、悪化し続けている。

**チャド**でも**マリ**でも、政府の最近の反民主的で憲法に違反する変化を深く懸念しているが、これは必然的に人権に対するかなりの課題となり、民主的な自由の制度的保護を弱体化している。

**中国**に関しては、香港特別行政地区での国家安全保障法が採択されて1年になるが、これについては、人権高等弁務官事務所は重大な懸念を表明してきた。事務所は、その適用とこれが独立したメディアのみならず、市民の民主的スペースに与えてきたぞっとするようなインパクトを細かく監視してきた。これとは別に、私は新疆ウイグル自治区への意味あるアクセスを含め、中国と訪問の形式の討議を継続し、特に重大な人権侵害が出現し続けているので、この訪問が今年達成されるよう望んでいる。

**コロンビア**では、以前から存在していた経済危機と COVID-19 流行によって悪化した深刻な社会的不平等を背景として、4月28日以来の全国的抗議運動が継続している。私の事務所は、あらゆる形態の暴力を非難し、平和的集会への権利の尊重を要請し、この危機を解決するための対話を奨励している。

**エチオピア**の Tigray 地域では、重大な国際人道法違反と司法外刑の執行、恣意的逮捕と拘束、成人のみならず子どもに対する性暴力、強制失踪を含め、すべての紛争当事者による文民に対する重大な人権侵害と虐待の継続する報告に深く心を痛めている。エチオピアのその他の多くの部分で、致命的な民族的・共同体間暴力と強制移動の恐ろしい発生が長年の不満についての増加する多極化に関連している。

**ハイティ**では、一つには新憲法に関する国民投票の開催と9月の選挙の開催に関連して、政治的動乱が継続していた。当局は、安全な条件の下での投票権を保障するべきである。

**メキシコ**は、数多くの課題の最中に、今月初め、これまでで最大の選挙を開催した。私は選挙の状況での程度の高い政治暴力に驚いている。

**モザンビーク**では、残酷な文民の殺害、性暴力とジェンダーに基づく暴力、人身取引、子どもの誘拐と搾取を含め、武力集団による重大な人権侵害のある北部での増加する紛争に驚いている。女性と女兒は、特に標的にされていると伝えられる。

**ロシア連邦**では、私は、批判的見解を表明する人々の権利と9月に計画されている議会選挙に参加する国民の能力をさらに損なう最近の措置に困惑している。市民的・政治的権利を支持するようロシアに要請する。通常の個人、ジャーナリスト及びNGOを「過激主義者」、「外国の手先」または「好ましくない団体」というレッテルを貼る恣意的慣行をなくすよう当局に要請する。

スリランカでは、イスラム教徒を対象としていると考えられているさらなる政府の措置と、戦争終了時に死亡した人々のための記念行事の状況を含め、タミール人のハラスメントを心配している。警察の拘束と犯罪集団と申し立てられている者との警察の出会いの状況での継続する一連の死亡に留意して、私は徹底した、速やかで独立した捜査が行われるべきであることを述べる。

私の事務所は、フィリピン政府との人権に関する国連合同プログラムの完成間近である。私は、市民社会と独立した国内人権機関の完全参画を保護し、確保することの重要性を強調する。

#### 流行病への対応における国家の中心的役割に関する高等弁務官報告書の発表

Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官: 先週現在で、380万人の死亡を伴って、世界的に COVID-19 の 1 億 7,900 万人以上の感染例が世界保健機関に報告された。この報告は、流行病及びその他の保健緊急事態中の国家の中心的役割は、人権を支持しつつ、厳格な保健対応を備えることであることを強調している。人権責務に応えることができないことは、保健緊急事態に対する備え、対応、回復努力のみならず、保健制度の強靭性を損なうことを意味し、従って、国家は、保健と社会の保護制度への投資を強化すべきである。流行病の経済的コストは、壊滅的であり、約 2 億 5,500 万の職が 2020 年中に失われたものと推定され、これは 2008 年の世界経済危機の数字の 4 倍近くになる。流行病は、2021 年初めまでに 1 億 5,000 万人の人々を極度の貧困に押しやったかも知れず、去年は 1 億 3,000 万人以上の人々を栄養不良に対してより脆弱にして、世界的な飢餓が増加している。

全体的に、この流行病は、「持続可能な開発目標」の多くの達成に関してやっと勝ち取った進歩を破壊するかまたは逆転させるかしてきた。経済的・社会的・文化的権利を保護し、低所得国を支援するために急進的手段が取られなければ、見通しは暗いままであろう。経済的・社会的・文化的権利を尊重し、保護し、成就し、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジと普遍的な社会保護を優先することが必要とされる。多くの開発途上国は、負債の危機と開発と人権の危機に捉えられており、COVID-19 に対するワクチンは、世界的な公共財と考えられなければならない。COVID-19 関連の政策策定と意思決定からの女性の排除はとんでもないことであり、流行病のジェンダー化した社会的・経済的結果に適切に対処できないことにつながる。万人の尊厳と権利を支持し、誰も取り残さない持続可能な開発を推進する人権経済が必要とされる。国々は、女性を差別し、母集団やグループを周縁化する政策は廃止され、取り消され、改正されなければならないが、保健と社会保護制度への投資を強化しなければならない。

#### 意見交換対話

## 6月21日(月)午後

### 議事項目2(継続)

#### 流行病に対処する際の国家の中心的役割に関する人権高等弁務官報告書に関する高等弁務官との意見交換対話

中国、ヨルダン、ネパール、ウルグアイ、サウディアラビア、ナミビア、ボツワナ、南アフリカ、ジンバブエ、アゼルバイジャン、スーダン、アイルランド、パキスタン、ボリヴィア、東ティモール、ベラルーシ、ジョージア、マリ、英国、ウクライナ、エルサルバドル、エチオピア、チャド、アフガニスタン、クロアチア、湾岸アラブ諸国協力会議、ガイアナ、モーリタニア、タイ、国連ウィメン、カザフスタン、モザンビーク、ロシア連邦、ニジェール、フィリピン、ウガンダ、国際開発法機関、モーリシャス、コロンビア、チュニジア、アルバニア、カンボディア、バルバドス、国連子ども基金、モロッコ国内人権機関、インド国内人権委員会、国際法律家委員会、パレスチナ人医療援助、世界福音同盟、中国貧困緩和財団、Instituto de Desenvolvimento e Direitos Humanos、マイノリティ権利グループ、普遍的権利グループ、Civicus、COC オランダ、inventum

まとめ: Michelle Bachelet: 代表団からの世界的連帯と協力の呼びかけを歓迎する。世界は、緊急の負債救済と料金が手ごろな貸付へのアクセスを必要としている。すべての国々が COVID-19 の影響に対処し、すべての文民が人権を享受できるように、制裁は緩和されなければならない。ワクチンは世界的な公共財として扱われなければならない。万人が技術的進歩から利益を受けなければならない。国々は、すべての国々での普遍的で公正なワクチンへのアクセスを保障しなければならない。国々の中には、不必要に人権を制限するために流行病を利用しているので、民主的原則が支持されなければならない。

答弁権行使: アルメニア、ブラジル、エチオピア

#### エリトリアの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

プレゼンテーション: Mohamed Abdelsalam Babker エリトリアの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: エリトリア

意見交換対話: 欧州連合、ノルウェー(北欧・バルティック諸国を代表)、リヒテンシュタイン、フランス、スイス、ドイツ、キューバ、オーストラリア、朝鮮民主人民共和国、中国、オランダ、ヴェネズエラ、米国、サウディアラビア、オーストリア、スリランカ、スーダン、ベラルーシ、アイルランド、ベルギー、ソマリア、エチオピア、ジブティ、ロシア連邦、フィリピン、カメルーン、ニカラグア、ジュビリー・キャンペーン

## 6月22日(火)午前

### 議事項目2(継続)

#### エリトリアの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: 全世界キリスト教徒連帯、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、Elizka 救援財団、世界非殺害センター、人権監視機構、CIVICUS

まとめ: エリトリアの人権に関する特別報告者 Mohamed Abdelsalam Babiker

#### 6月21日の人権高等弁務官年次報告書に関する口頭による最新情報に関する意見交換対話(継続)

コスタリカ(諸国グループを代表)、カメルーン(アフリカ諸国グループを代表)、ノルウェー(諸国グループを代表)、オランダ(諸国グループを代表)、エジプト(アラブ諸国グループを代表)、ウルグアイ(諸国グループを代表)、欧州連合、英国(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、ハイティ(諸国グループを代表)、東ティモール(諸国グループを代表)、ロシア連邦(諸国グループを代表)、ベラルーシ(諸国グループを代表)、カナダ(諸国グループを代表)、カタール、リヒテンシュタイン、カナダ、キューバ、ルクセンブルグ、ドイツ、クウェート、エクアドル、スロヴェニア、スイス、フランス、ヴェトナム、国連開発計画、シエラレオネ、インドネシア、パレスチナ国、ポルトガル、オーストラリア、フィンランド、バングラデシュ、コスタリカ、韓国、フィジー、チェコ共和国、セネガル、朝鮮民主主義人民共和国、日本、バーレーン、エストニア、アルメニア、イラク、シリア、中国、チリ、ブルキナファソ、インド、マルタ、モルドヴァ共和国、モルディヴ、モロッコ、レバノン、ノルウェー、アルジェリア、イラン、ヴェネズエラ、ラオ人民民主主義共和国、キルギスタン、エジプト、米国、ヨルダン、ギリシャ、スロヴァキア、ナミビア、南アフリカ、ンオーストリア、ラトヴィア、アゼルバイジャン、スリランカ、スーダン、ベラルーシ、アイルランド、パキスタン、ベルギー、ナイジェリア、コートジボワール、東ティモール、ジョージア、アルゼンチン、英国、ウクライナ、トルコ、アフガニスタン、カーボヴェルデ、エチオピア

#### エチオピア検事総長ステートメント

Gedion Timothewos エチオピア検事総長

## 6月22日(火)午後

### 議事項目2(継続)

#### 高等弁務官年次報告書に関する意見交換対話(継続)

モーリタニア、ジンバブエ、タイ、デンマーク、カザフスタン、スペイン、ロシア連邦、フィリピン、ハンガリー、ウルグアイ、ブルンディ、エリトリア、マーシャル諸島、タンザニア、メキシコ、パナマ、モーリシャス、コロンビア、テュニジア、アルバニア、カンボディア、スウェーデン、ボリヴィア、マリ、イタリア、ヴァヌアトゥ、モザンビーク、



アイスランド、ドミニカ共和国、エリトリア、チャド、レソト、ボツワナ、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際人権サーヴィス、人権監視機構、アメリカ法律家協会、国際差別人種主義禁止運動、アジア・リーガル・リソース・センター、国際環境法センター、婦人国際平和自由連盟、フランシスカン・インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル

まとめ: Michelle Bachelet 人権高等弁務官: 流行病中に現れた問題への対応によって証明されたように、特別報告者の役割は極めて重要である。特別報告者とステイクホルダーとの間の仲裁者として行動しつつ、批判に効果的に対応する能力を示してきた調整委員会の作業を支援するよう各国を奨励する。各国と理事会とすべてのステイクホルダーは、普遍的定期的レビューと特別手続きとの間の補完性をよりよく利用できよう。国連事務総長が述べたように、流行病の余波で、世界は崩壊の可能性に直面しているが、切り抜けることもできよう。私は、人権が切り抜けることができるカギであると確信している。

答弁権行使: イラク、モロッコ、中国、スリランカ、コロンビア、朝鮮民主人民共和国、インド、アルメニア、トルコ、イスラエル、アルジェリア、カンボディア、ベラルーシ、パキスタン、日本

イラン・イスラム共和国の人権状況に関する事務総長報告書のプレゼンテーション

提出文書: イラン・イスラム共和国の人権状況に関する事務総長報告書(A/HRC/47/22)

報告書のプレゼンテーション: Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント: イラン・イスラム共和国

ニカラグアの人権状況に関する高等弁務官の口頭による最新情報のプレゼンテーション

Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント: ニカラグア

議事項目 3: 開発への権利を含むすべての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

住居に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書:

1. 適切な住居に関する特別報告者の 20 年: 吟味する---前進(A/HRC/47/43)
2. 上記報告書付録---ニュージーランドへの訪問(A/HRC/47/43/Add.1)
3. 上記報告書付録---ニュージーランドのコメント(A/HRC/47/43/Add.2)

報告書プレゼンテーション: Balakrishnan Rajagopal 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居、この状況での非差別への権利に関する特別報告者

## 6月23日(水)午前

### 女性性器切除の多部門的防止と対応に関する高官パネル討論

#### 基調講演:

1. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官: 最近の報告書によれば、悪影響を受けている国々が90か国もある状態で、世界のいたるところで、女性性器切除が女性と女兒に悪影響を及ぼしていることに留意する。COVID-19前には、今日生きている2億人以上の女兒と女性が、女性性器切除を受けており、少なくとも400万人の女兒が毎年危険にさらされている。今やさらに2,000万人の女兒が中等教育に戻ってこないかも知れないと予想されている---中等教育が女性性器切除を減らすことは誰でも知っている。国々に対する経済的コストも高い。世界保健機関によれば、女性性器切除の保健上のインパクトの治療には、毎年14億ドルかかり、これは人口増加につれて跳ね上がることもある。女兒と女性を巻き込む多様なステイクホルダーの取り組みを優先するより強力なパートナーシップを生み出して、革新的でより効果的な戦略が必要とされる。政治・司法・法律執行・入国セクターのみならず、伝統的・宗教的指導者もこのプロセスにかかわるべきである。そのような取組は、女性性器切除が、どのように重なり合う形態の差別とジェンダー不平等のその他の根本原因と関連しているかの検討が対処されなければならないことを意味する。

女兒と女性は、情報、教育、保健ケア、社会正義へのアクセスがなければならない。国々には、国内・地域・世界の説明責任のみならず、国内人権機関の貢献で、強力な説明責任メカニズムを含む法律とプログラムも必要である。女性性器切除を撤廃する法律の実施を監督するための法律執行担当官と裁判官のみならず、13の省庁、女性団体、宗教的指導者と地域社会の指導者をまとめるブルキナファソの「行動計画」のように、好事例は多くの国々に存在する。

国際協力が、もう一つの重要な要素であり、東部アフリカの国際的な国境を超える女性性器切除と取り組むためのエチオピア、ケニア、ソマリア、タンザニア、ウガンダ間の2019年の地域省庁間宣言と行動計画」を歓迎する---このような元気づける措置がその他の地域でも見習われるべきである。女性性器切除は、何百万人も女性と女兒が人生を楽しむことができるように防止し、止めることができよう。この高官パネルは、好事例を強調し、それらを増幅し、新たなコミットメントを奨励するための重要な場を提供する。

2. Helene Marie Laurence Ilboudo ブルキナファソ女性・国内連帯・家族・人道行動大臣 (ブルキナファソ大統領・女性性器切除撤廃推進アフリカ連合議長 Roch Marc Christian Kabore の代理): 理事会が、ブルキナファソの指導の下で決議44/16を採択したことを想起し、特にいくつかのアフリカ諸国で女性性器切除の防止と抑制のための法的・制度的枠組みの設立においてかなりの進歩が遂げられてきたことを述べる。元気づけられる進歩にもかかわらず、世界保健機関によれば、2億人以上の女性と女兒が残念なことにすでに女性性器切除を受け、もし国際社会が今強力な行動を取らなければ、2030年までに5歳未満の5,000万人以上の女兒が切除される危険にさらされている。従って、2030年までにゼ

ロ・トレランスの目標を達成するために、万人があらゆるレベルで決意を持って、女性性器切除をなくすために完全な行動の相乗作用で行動することが必要である。

COVID-19の流行を特徴とする現在の状況は、女兒と女性をさらなる危険にさらしている。ブルキナファソ大統領は、国家、指導者、技術・財政パートナー、国際社会の行為者を含め、すべての行為者に、女性性器切除の防止と撤廃に財政資金を動員し、それを配分することにより、決議44/16の要件に従うよう厳粛に訴えた。彼らは、2030年までに女性性器切除に対するゼロ・トレランスの達成のための調整・補完の行動に関係者の参画を推進する世界的な機関間イニシャティヴも取るべきである。

#### パネリストによるステートメント

1. Anna Widegren 女性性器切除をなくす欧州ネットワークのディレクター・パネル司会者  
欧州には、17の欧州諸国だけでも、この有害な慣行を受ける危険にさらされているさらに19万人の女兒と女性のみならず、60万人を超える女性性器切除のサヴァイヴァーがいることを説明する。欧州の状況で、私の団体は、そのカギとなる目標の一つが、いつも、包括的で、調整された、人権に基づく取り組みを保障することであったので、この慣行をなくし、サヴァイヴァーを支援することにますます注意を払うことを保障するために、過去10年以上にわたってその会員と共に懸命に活動してきた。政策とサービス提供のレベルで、異なったセクターの間で作業を調整するために、多様なステイクホルダーの場を設立することがカギである。政府がそのような多様な機関調整メカニズム所有し、指導し、水平的軸のみならず多層的軸を通してセクターをつなげるのみならず、垂直的軸で国内から地域・地方レベルへとガヴァナンスの異なったレベルをつなげることが重要である。

2. Natalia Kanem 国連人口基金事務局長: 女性性器切除の撤廃に関する決議44/16は、人権侵害であり、一形態のジェンダーに基づく暴力として女性性器切除に対処している。毎年切除される現在の推定390万人の女兒は、もし現在の努力が促進されなければ、2030年までに460万人に増加することもありうる。全体的に減少しているアフリカでは、女性性器切除の広がりに関して、不均衡ではあるが進歩している。しかし、進歩にもかかわらず、危険にさらされている女兒の数は、人口増加と共に増え続けている。さらに、COVID-19の流行が学校を閉鎖しプログラムを混乱させるにつれて、次の10年にわたってさらに200万の女性性器切除事件が起こるかも知れない。しかし、野心をくじくこととは程遠く、流行病はその決意を研ぎ澄ました。2020年に、43万人以上の女性と女兒が国連人口基金/国連子ども基金合同プログラムのおかげで、保健サービスを受けた。2020年現在、国連人口基金/国連子ども基金合同プログラムがカバーする14か国が、最近ではスーダンを含め、女性性器切除の慣行を犯罪化する法律を採択した。

3. Amira Elfadil Mohamed Eldadil アフリカ連合委員会社会問題コミッショナー: 女性性器切除の撤廃を促進する際に、人権との結びつきが極めて重要である。従って、アフリカ連合委員会は、大陸の資源、行動、監視、通報及び説明責任を動員するために、2019年に「女性性器切除アフリカ連合サリーマ・イニシャティヴ」を開始した。2019年のアフリカ連合総会決定737は、大規模な監視・通報を促進して、有害な慣行の説明責任枠組みを実

施するよう委員会に要請した。連合の既存の構造とプロセス内で活動して、委員会は現在、加盟国のために、この重要な技術的・法的ガイダンスを立案している。政策・政治行動に基づいて拡大し、パートナーシップを強化し、ジェンダーに基づく暴力をなくし、女兒と女性の人権を確保する公約を果たすために加盟国を動員する活動を育て、拡大しつつある。スポットライト・イニシャティヴ・アフリカ地域プログラムのような投資は、これを推し進め、ジェンダーに基づく暴力をなくすために必要な重要な能力支援に手を貸している。

4. Vahrul Fuad インドネシアの女性に対する暴力国内委員会 Komnas Perempuan) コミッショナー: 女性性器切除は、半数以上の事例が、女兒が生後4ヵ月に達する前に行われている状態で、インドネシアでは非常に広がっております。この慣行は、宗教的要件、通過儀式と考えられています。女性性器切除の医療化は、より侵襲的な外科技術の利用のために女兒に対するさらに大きな害という結果となってきました。国内委員会は、宗教指導者や伝統指導者との対話と戦略的パートナーシップを育成してきました。委員会は、この慣行の牽引力に対する包括的な理解を育成するよう省庁を備えさせました。成功にもかかわらず、課題は残っています。正確なデータを集めることが課題です。つまり、女性性器切除は幼児に行われるので、両親または家族からの二次的報告に頼っています。政府はアドヴォカシー共同事業体を動員し、強化し、女性性器切除の防止と撤廃にかかわる省庁と専門家の数を拡大し続けることを計画しています。

## 討論

発言者たちは、女性性器切除は撤廃されなければならない有害で致命的な慣行であることを強調し、これを現実のものとするために各国政府が導入してきた様々な法律、慣行、政策を概説した。すべての国々は、この慣行を根絶し、被害者を助け、適切な保健サービスを提供する努力を払わなければならない。ジェンダー不平等と差別的なジェンダー規範が、女性性器切除の根本原因として引用された。この慣行は、特に COVID-19 流行の状況で根強く続き、これを根絶する国家の主たる責任をさらに強調している。伝統的・宗教的または文化的根拠は、もはやこの有害な慣行の継続する存在に対する言い訳として用いることはできない。発言者たちは、女性性器切除の根絶を含め、「持続可能な開発目標」の達成は、COVID-19 流行の結果として起こっている進歩の後退のために 2030 年までにはもはや可能ではないことを恐れた。この慣行は、女性と女兒の精神的・身体的健康に広範な否定的インパクトを与え、複雑な医療ケアを必要としている。

女性性器切除の医療化は、医療専門家の意識を啓発することを含め、緊急に対処されなければならないことを発言者たちは強調した。彼らは、草の根の団体と女性が主導する団体と緊急対応プログラムのための財政支援の増額を要請した。性と生殖に関する健康ケア・サービスは、緊急事態中に継続する提供を保障するために、きわめて重要なものであると宣言されるべきである。そのようなサービスへのアクセスは、普遍的なものでなければならず、包括的な性教育へのアクセスも同様である。発言者の中には、国内的に女性性器切除を犯罪化する政府の努力をうるさく勧誘する者もあった。少なくとも 2,000 万人の女性が女性性器切除を受けたことを想起して、発言者たちは、COVID-19 の対応計画と人

道プログラムに防止戦略を含めることを要請した。

発言国及び団体: ガーナ、エジプト、ポルトガル(ポルトガル語諸国を代表)、カメルーン、ブルキナファソ(諸国グループを代表)、ノルウェー(諸国グループを代表)、エジプトアラブ諸国を代表)、ベルギー(諸国グループを代表)、欧州連合、モーリタニア、イラク、アンゴラ、セネガル、イタリア、ケニア、南アフリカ、オーストリア、スーダン、国連ウイメン、ニジェール、タンザニア、モナコ、スイス、ナミビア、国際家族計画連盟、子ども擁護インターナショナル、ARROW、RADDHO、人権のためのジュネーブ

#### まとめ

1. Anna Widegren: サヴァイヴァーを更生し、世話する多くの包括的な政策と戦略のみならず、会期中に聞かれた多くの行動への呼びかけを歓迎する。特に女性を変革の担い手として認める際に、すべてのステイクホルダーと協力することが極めて重要である。
2. Monica Ferro(国連人口基金の Natalia Kanem を代表して): 発言者全員に感謝し、性器切除の根本原因である社会規範についての良い点は、これらは作られたものであることであり、従って壊すことができることである。すべての関連ステイクホルダーをかかわらせて、特に保護に関連して、説明責任が強化つれなければならない---アフリカ諸国によって分かち合われた好事例が大変に人心を鼓舞するものであるのはこのためである。
3. Bahrul Fuad: 自分の経験から、意識を啓発するために、市民社会との協働で、多部門的取組で活動することを勧告する。鍵は多様なステイクホルダーの戦略を用いることである。
4. Soraya Addi(Amira Elfadil Mohmmmed Elfadil を代表して): アフリカ連合は、「スポットライト・イニシアティブ」の状況を含め、女性性器切除と闘うために、国際団体と協力している。そのようなパートナーシップを強化することと説明責任を育成することがその取り組みの信条である。好事例に関しては、アフリカ連合は、草の根レベルのステイクホルダーと関わり、調整を改善するために、青年、女性、サヴァイヴァーに手を伸ばしてきた。特に最高の政治レベルへのアクセスを与えることにより、若い女性性器切除のサヴァイヴァーをその活動の核心に据えるためにも活動してきた。

#### 健康への権利に関する特別報告者との意見交換対話

##### 提出文書:

1. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/47/28)

2. 上記報告書付録: 前任者のフィジーへの訪問(A/HRC/47/28/Add.1)

報告書プレゼンテーション: Tlaleng Mofokeng 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者

当該国ステートメント: フィジー

討論

## 6月23日(水)午後

### 議事項目3(継続)

#### 適切な住居に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

当該国ステートメント: ニュージーランド、ニュージーランド人権委員会

討論: フランス、インドネシア、パレスチナ国、リビア、マルタ騎士団、フィンランド、ドイツ、フィジー、パーレーン、アルメニア、中国、インド、モロッコ、アルジェリア、ヴェネズエラ、エジプト、米国、ネパール、ナミビア、マレーシア、アゼルバイジャン、パキスタン、ウクライナ、モーリタニア、タイ、ロシア連邦、イラク、テュニジア、バングラデシュ、カンボディア、イラン、国連人間居住計画、中国人権学協会、Cdnro de Estudios Legales y Sociales (CELS)、市民協会、Edmond Rice 国際社、カリタス・インターナショナル、Associacao Brasileira de Gayss, Lesbicvas e Transgeneros、Terra de Direros、iuventum e.V.、アルサーラム財団、国際レズビアン、ゲイ連盟欧州地域、脅威にさらされる諸国民協会

まとめ: Balakrishnanb Rajagopal

答弁権行使: 日本、アルメニア、ブラジル、モロッコ、中国、アルジェリア

#### 移動者の権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 陸路・海路の移動者の押し戻しの人権インパクトに対処する手段に関する移動者の権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/47/30)

報告書プレゼンテーション: Felipe Gonzalez Morales 移動者の人権に関する特別報告者

討論: 欧州連合、メキシコ(諸国グループを代表)、スウェーデン(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、パラグアイ、国連子ども基金、フランス、エクアドル、インドネシア、ドイツ、リビア、ポルトガル、マルタ騎士団、キューバ、ルクセンブルグ、バングラデシュ、コスタリカ、セネガル、イラク、アルメニア、トーゴ、シリア、チリ、ブルキナファソ、中国、インド、マルタ、モロッコ、アルジェリア、ヴェネズエラ、米国、エジプト、ギリシャ、ネパール、マレーシア、スリランカ

## 6月24日(木)午前

### 議事項目3(継続)

#### 健康への権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論: バングラデシュ、インド、シエラレオネ、モルディヴ、モロッコ、アルジェリア、ヴェネズエラ、国連人口基金、米国、エジプト、ヨルダン、ネパール、サウディアラビア、ナミビア、マレーシア、南アフリカ、アゼルバイジャン、スリランカ、スーダン、パキスタン、ベルギー、東ティモール、ジョージア、英国、チャド、モーリタニア、タイ、国連ウイメン、ジブティ、ロシア連邦、ウクライナ、国際開発法機関、パナマ、テュニジア、カンボディア、ブルガリア、マラウイ、イラン、エリトリア、暴力被害者擁護団体、経済

的・社会的・檀家的権利世界イニシャティヴ、人口開発アクション・カナダ、Al Mezan 人権センター、生殖に関する権利センターInc.、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー権利スウェーデン連盟--RFSL、IDPC コンソーシアム、マイノリティ権利グループ、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、iuventum e.V.

まとめ: Taleng Mofokeng

#### 教育への権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 教育への権利、つまり教育への権利の文化的側面または文化的権利と指定の教育への権利についての教育への権利に関する特別報告者報告書 A/HRC/47/32)

報告書プレゼンテーション: Koumbou Boly Barry 教育への権利に関する特別報告者

討論: フィンランド(諸国グループを代表)、欧州連合、エジプト(アラブ諸国を代表)、ナイジェリア(諸国グループを代表)、国連子ども基金、カタール、シエラレオネ、フランス、パラグアイ、インドネシア、リビア、ポルトガル、キューバ、イスラエル、チェコ共和国、韓国、アラブ首長国連邦、セネガル、バーレーン、イラク、アルメニア、ブルファソ、中国、インド、モルディヴ、モロッコ、アルジェリア、ヴェネズエラ、米国、エジプト、ネパール、サウジアラビア、ボツワナ、ナミビア、マレーシア、南アフリカ、アゼルバイジャン、スーダン、パキスタン、東ティモール、ジョージア、英国、エルサルヴァドル

### 6月24日(木)午後

議事項目3(継続)

#### 移動者の権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論: スーダン、パキスタン、ナイジェリア、マリ、エルサルヴァドル、クロアチア、チャド、トルコ、アフガニスタン、エチオピア、モーリタニア、タイ、国連ウイメン、ロシア連邦、フィリピン、ヴェトナム、ハンガリー、ウガンダ、イエーメン、テュニジア、イラン、ニジェール、コロンビア、アルバニア、マラウイ、キプロス、南スーダン、

Defensor del Pueblo de España、ギリシャ国内人権委員会、子ども擁護インターナショナル、centro de Estudios Legales y Sociales (CELS) Asociacion Civil、アムネスティ・インターナショナル、フランシスカン・インターナショナル、協議のための友好世界委員会、世界拷問禁止団体、conectas Derechos Humanos、RADDHO、カリタス・インターナショナル、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII

まとめ: Felipe Gonzalez Morales 移動者の人権に関する特別報告者

#### 人権と国際連帯に関する独立専門家との意見交換対話

提出文書: COVID-19 中とその後の人権の実現を助ける国際連帯についての人権と故草問連帯に関する独立専門家報告書 A/HRC/47/31)

報告書プレゼンテーション: Obiora Chinedu Okafor 人権と国際連帯に関する独立専門家

討論: 中国(諸国グループを代表)、シリア(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、キューバ、インドネシア、リビア、マルタ騎士団、バングラデシュ、フィジー、イラ

ク、インド、モルディヴ、アルジェリア、イラン、ヴェネズエラ、エジプト、ヨルダン、ナミビア、マレーシア、スーダン、パキスタン、ナイジェリア、チャド、エチオピア、ジブティ、ホーリーシー、ロシア連邦、フィリピン、チュニジア、モロッコ、マダガスカル、マラウイ、サウディアラビア、東ティモール、ポリヴィア、中国人権開発団体、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、中国国連協会、国際ヒューマニスト倫理連合、北京国際綱領 NGO 協会、LDCs のための国際団体、世界水・環境・保健機関、Elizka 救援財団、中国貧困緩和団体、良心の自由のための協会・個人欧州調整

まとめ: Obiora Cinedu Okafor

答弁権行使: アルメニア、ギリシャ、ブラジル、アルジェリア、トルコ、モロッコ

## 6月25日(金)午後

議事項目(継続)

性的指向と性自認に基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家との意見交換対話  
独立専門家 Victor Madrigal-Borlos との討論: ヴェネズエラ、米国、ギリシャ、ネバール、ウルグアイ、南アフリカ、オーストリア、アイルランド、ジョージア、英国、ヴェトナム、国連ウィメン、チュニジア、アルバニア、マラウイ、ウクライナ、国連人口基金、国際 LGBT 権利連盟---RFSL、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ、英国ヒューマニスト協会、HazteOir 協会団体、国際レスビアン・ゲイ連盟欧州地域、国際人権サービス、Geneve pour les droits de l'Homme: formation international

まとめ: Victor Madrigal-Borloz

答弁権行使: ウクライナ、アルメニア、中国、トルコ、インドネシア、ブラジル

女性と女兒に関する差別に関する作業部会との意見交換対話

提出文書:

1. 危機中の女性と女兒の性と生殖に関する健康権についての女性と女兒に対する差別に関する作業部会報告書(A/HRC/47/38)(翻訳は「公式文書」を参照)

2. 上記報告書付録---ルーマニアへの訪問(A/HRC/47/38/Add.1)

報告書プレゼンテーション: Melissa Upreti 女性と女兒に対する差別に関する作業部会議長: 報告書は、危機の前と最中に、女性と女兒の性と生殖に関する健康と自治を損ない脅かすカギとなる要因と傾向を調べている。危機の状況を理解する際に「出来事」に重点を置くことは、ある状況を異なった母集団、特に女性と女兒にとって「極めて重要な」ものにするカギとなる底辺にある要因から注意をそらすかも知れない。多くの性と生殖に関する健康被害は個人的な危機という形態で経験されているが、原因はしばしば組織的で構造的差別に関係している。性と生殖に関する健康権を優先できないことに関しては、報告書は、多くの重要な性と生殖に関する健康サービスの救命的価値が認められておらず、サ



ービスが優先されないかまたは全く提供されていないと述べている。女性と女児の性と生殖に関する健康権を国家が適切に優先できないことは、ジェンダー予算編成と財政投資の欠如に反映されている。

この一年半のうちに、国々の中には、絶対に必要なものではないと考えて、特定の生殖に関する健康サービスへのアクセスを制限してきたところもある。報告書は、進歩を可能とする5つの相互に関連する行動を明らかにした。つまり、1)性と生殖に関する健康権を優先する、2)差別的な法律、政策、慣行を撤廃する、3)性と生殖に関する健康権の侵害に対する監視と説明責任を制度化し、強化する、4)男性の説明責任を推進しつつ、意思決定プロセスへの女性と女児の参画を保障する、5)保守的で、反人権的イデオロギーを押し戻すことである。

ルーマニアへの訪問に関しては、作業部会は、女性と女児の人権の推進と保護のための法的・制度的・政策的枠組みを設立するためにルーマニアが遂げてきた顕著な進歩を目の当たりにして喜んでいる。一方、ロマ人女性と女児は、保健ケア及びその他の公共サービスにアクセスする際にしばしば人種差別に遭遇している。

当該国ステートメント: ルーマニアは、生活のあらゆる分野における人権と基本的自由を推進し保護するという完全な公約を繰り返し述べ、特別報告者の作業を非常に重要視している。国内レベルでは、政府は、人権目的としても社会正義、開発、平和の前提条件としても、機会均等、非差別、女性に対する暴力との闘いを推進する際に重要な手段を取ってきた。ルーマニアは、その活動と女性と女児に対する差別とどのようにより良く闘うかに関連する特定の分野をカバーする様々な勧告を含む成果文書を提出する実体的努力に対して作業部会に感謝する。この成果報告書は、平等格差を埋め、最も脆弱な状況にある者を含め、女性と女児の全体的な状況を改善するその継続する努力において、ルーマニア政府のための貴重な資料となる。

討論: 発言者たちは、報告書で分かったように、危機の状況が、女性と女児に不相応に悪影響を及ぼしているという事実懸念を表明した。国際レベルでジェンダー差別と適切に取り組むために変革が必要であることで発言者たちは一致した。発言者の中には、普遍的に合意された文言を反映していないある論争の多い要素を報告書が含んでいることを残念がる者もあった。つまり作業部会はこれから出る報告書では一斉に一般化することを避けるべきであるというのだ。すべての女性と女児にその性と生殖に関する権利を保障するすべてのサービス、それが教育的なものであろうと医療的なものであろうと、すべてのサービスがあることを保障することが重要である。流行病は、性と生殖に関する権利の何年にもわたる進歩を巻き戻す恐れのある国際規範と基準のがっかりするような後退につながった。発言者の中には、国際レベルで女性と女児を支援するその努力を概説した者もあった。国家は、その性と生殖に関する権利に対する支援を強化することにより、文化的な変化を推進する義務がある。発言者の中には、作業部会が中絶は合意された人権であると主張することに驚いたものもあった、つまりそのような一致した合意はないと云うのである。

中間コメント: Melissa Upreti: 性と生殖に関する健康権は、国際基準に書かれており、合意文書でも再確認されていることを強調する。人権は相互に関連しており相互に依存しているため、性と生殖に関する健康の領域での女性と女兒に対する差別は、様々な市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利にわたって影響を及ぼす。女性に対する多様な形態の差別を明らかにして根絶するためには、重なり合う取り組みが基本である。

討論: 発言者たちは、流行病のロックダウンが、介助のない出産のための妊産婦の死亡の増加のみならず、女性と女兒をドメスティック・ヴァイオレンス、望まない10代の妊娠に対してより脆弱にしたのは残念だと述べた。国際人権法は、違反の捜査を必要とし、紛争中に完全に適用される必要があり、従って性と生殖に関するサービスは不可欠の部分である。合法的な中絶は、万人にアクセスできるものであるべきことを強調して、発言者たちは、すべての理事会のセッションでの一般討論の回復を要請し、6月の会期中の中止に繋がったいわゆる「効率化」措置を嘆いた。発言者の中には、この一般討論が、市民社会団体にとって理事会と関わるために極めて重要であることを強調した者もあった。中絶へのアクセスを否定するために良心による反対を引き合いに出すことを批判して、発言者たちは、これは軍の勤務に限られるべきであると述べた。発言者の中には、LGBTの人々の性と生殖に関する権利が危機の影響を不相応に受けているのに、報告書は彼らに言及できなかったと述べた者もあった。

発言国及び団体: 欧州連合、メキシコ(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、デンマーク(諸国グループを代表)、スロヴェニア、フランス、イスラエル、エクアドル、アラブ首長国連邦、インドネシア、オーストラリア、スイス、キューバ、ブラジル、ルクセンブルグ、アンゴラ、**日本**、イラン、アルメニア、トーゴ、シリア、中国、インド、モロッコ、オランダ、イラン、ヴェネズエラ、国連人口基金、米国、ケニア、ネパール、サウジアラビア、ボツワナ、ナミビア、マレーシア、南アフリカ、アゼルバイジャン、スーダン、アイルランド、ペルー、ベルギー、イタリア、ジョージア、英国、モーリタニア、国連ウィメン、ロシア連邦、パナマ、チュニジア、マラウイ、カメーン、カンボディア、生殖に関する権利センターInc., 女性と家族計画連盟、国際ヒューマニスト倫理連合、人口開発アクション・カナダ、プラン・インターナショナル Inc., 英国ヒューマニスト協会、権利生計賞財団、国際レズビアン・ゲイ協会、国際人権サービス、良き羊飼いの慈善聖母の会衆

まとめ: Melissa Upreti: 私は宗教の自由への権利を支持するが、女性差別を正当化する言い訳にこれを用いることはできない。女性と女兒の性と生殖に関する権利の享受は、その生存と福利にとって極めて重要である。この権利を保障できないことは差別となる。望まない妊娠を安全に防止し終わらせる権利は、いつでも完全に認められ支持されなければならない。

## 6月28日(月)午前

議事項目(継続)

### 大量殺戮防止に関する事務総長特別顧問との意見交換対話

プレゼンテーション: Alice Wairimu Nderitu 大量殺戮防止に関する事務総長特別顧問

討論: 欧州連合、デンマーク(諸国グループを代表)、オランダ(諸国グループを代表)、キューバ、フランス、スイス、インドネシア、イスラエル、ルクセンブルグ、イラク、アルメニア、中国、モロッコ、オランダ、ヴェネズエラ、米国、ルーマニア、アゼルバイジャン、アイルランド、パキスタン、英国、ウクライナ、ロシア連邦、モンテネグロ、チュニジア、バングラデシュ、マラウイ、カンボディア、イラン、世界非殺害センター、Justica Global、Stichting 世界人権擁護、Conselho Indigernista Missionario CIMI、英国ヒューマニスト協会、マイノリティ権利グループ、普遍的権利グループ、全世界キリスト教徒連帯、国際弁護士協会、弁護士の権利監視機構カナダ

まとめ: Alice Wairimu Nderitu

議事進行異議申し立て: 中国、英国

### 女性に対する暴力に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

1. 女性に対する暴力に関する特別報告者報告書(A/HRC/47/26)(翻訳は「公式文書」を参照)
2. 上記報告書付録---レイプに関する法律の枠組み(モデル・レイプ法)(A/HRC/47/26/Add.1)

報告書プレゼンテーション: Dubravka Simonovic 女性に対する暴力に関する特別報告者: 私のテーマ別報告書は、レイプを防止し、広がったレイプの文化、加害者の政治責任免除の文化、被害者に汚名を着せること及び被害者の司法へのアクセスの欠如を変える国家の責任に重点を置いて、平和時も紛争中も、重大で、組織的で、広がった人権侵害、犯罪、女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力としてのレイプに関するものである。報告書は、国内の刑法と慣行の見直しとレイプに関する国際基準との調和を支援している。報告書には、「レイプに関するモデル法の枠組み」が伴う。レイプは性暴力の特別な形態であることを強調し、効果的であるためには、国際レベルでのそのすべての構成要素の調査が必要であり、それら基準の多くは他の形態の性暴力にも適用できることに留意する。アンケートに対して提供された206の回答を引用して、国家は、異なった定義を用いて(力に基づいてまたは同意の欠如に基づいて)、異なった人々を保護し(女性のみまたはすべての人)、婚姻内レイプを含めたり除外したり、異なった型の挿入をカバーし、異なった悪化させたり緩和したりする状況を処方し、刑の異なった長さを定め、レイプの職務上または当事者一方に偏した訴追を決め、訴追の時効を定めたり定めなかったりして、レイプを犯罪化している。

多くの国々で、レイプに関する規定は、女性被害者のみ、膣の挿入のみをカバーしている。国際基準に基づいて、刑法の規定は、男性・男児・ジェンダーが多様な人を含め、差別なく、すべての人をカバーするべきである。刑法の規定は、どんなにわずかであっても、何らかの身体的部分または対象物に関して性的な性質のあらゆる型の挿入もカバーするべきである。レイプの犯罪化は、配偶者間または親密なパート間のレイプも含むべきである。特別報告者は、あらゆる定義において、同意のない性交は犯罪化されるべきであることを付け加える。身体的・心理的害悪の評価によって支えられ、既存の証拠と共に評価される被害者の証言は、証拠として考慮されるさらなる確証を必要とするべきではない。紛争中または平和時のレイプに関する法的手続きの開始には時効があってはならない。国家は、領土外で国民が行ったレイプ事件を訴追できるように、治外法権を提供するべきであり、これは特に国連に関連する国際的な制服を着た職員がかかわる事件の刑事責任免除を防止することに関連している。

討論: 発言者の中には、あらゆる多様性の中でもトランスジェンダーの女性に対する汚名が広がっており、多くのトランスジェンダーの女性が暴力、殺害、その他の人権侵害や虐待の高い危険にさらされていると述べた者もあった。彼らは、トランスジェンダーの人の人権について意識を高めて理解を深める際に、トランスジェンダー主導の権限のある団体と積極的に協力するよう各国政府を奨励した。国際基準に沿ったレイプの定義、男性と男児のレイプのみならず、婚姻内レイプを含め、あらゆる形態のこの犯罪を犯罪化することが、多くの中でも第一の手段でなければならない。特に先住民女性と女兒が直面する課題に光を当てて、発言者たちは、ジェンダーに基づく暴力が、私たちの時代の最も広がった、致命的で、深く根を下ろした人権侵害の一つであると述べた。生存に基づく取り組みを要請して、発言者たちは、レイプは広範な人権を侵害することを強調し、生徒たちに彼らの身体は彼らのものであり、「ダメなことはダメ」であるという考えを教え込む教育的取組をうるさく勧めた。

発言者たちが、固定観念とジェンダー不平等なくすことにより、精神と行動を変えるために、良好な男らしさを育成することのような具体的行動を要請する時、恥、不正と再被害の感じ、刑事責任免除、恐怖は、この犯罪の加害者には決してわからない害悪である。社会規範を変える闘いにおいて教育を改善するこの必要性が、様々な発言者によって述べられた。国々の中には、自分たちの攻撃の歴史を否定しまたは美化さえし、大量レイプや慰安婦の募集を含め、過去の犯罪をないものとしているところもある。多くの発言者たちは、レイプを防止し、説明責任を保証することを目的とする広範な法律、法的規定、国の政策、戦略、キャンペーンを概説し、その実施を保障することが国の責務であることで合意した。COVID-19の措置は、しばしば、その虐待者と共に女性と女兒を閉じ込めることに繋がり、流行病の中に流行病を生み出している---そのような措置には彼女たちの保護を保障する特別な規定が必要である。発言者たちは、6年の任期に関して特別報告者を祝し、彼女の報告書は、根強い家父長的固定観念と文化的特徴に関連する法的あいまいさのために存在している法的抜け穴を正しく強調していると述べた。

発言国及び団体: 欧州連合、オランダ(諸国グループを代表)、スウェーデン(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、チリ(諸国グループを代表)、エジプト(アラブ諸国グループを代表)、チリ(諸国グループを代表)、リヒテンシュタイン、パラグアイ、コスタリカ、カナダ、フランス、エクアドル、イスラエル、インドネシア、リビア、オーストラリア、マルタ騎士団、ブラジル、ルクセンブルグ、スイス、キューバ、韓国、スペイン、アンゴラ、セネガル、フィジー、アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ブルキナファソ、中国、マルタ、インド、モルディヴ、モロッコ、アルジェリア、ヴェネズエラ、米国、エジプト、ギリシャ、ネパール、サウディアラビア、ナミビア、マレーシア、南アフリカ

中間コメント: Dubravka Simonovic: 私は、特に COVID-19 とジェンダーに基づく暴力を扱った報告書を総会に提出したことを想起する。流行病は、以前から存在していた不足をよりはっきりさせた。同意という概念を利用することに反対することに関しては、これは女子差別撤廃委員会の一般コメント第 35 号に含まれていることを指摘する。多分女性に対する暴力を扱う「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」が検討されるべきことを提案する。

## 6月28日(月)午後

議事項目 3(継続)

### 裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: コロナウイルス病(COVID-19)の流行: 独立した司法にとってのインパクトと課題についての裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者報告書(A/HRC/47/35)

報告書プレゼンテーション: Diego Garcia-Sayan 裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者

討論: 欧州連合、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、ペルー(諸国グループを代表)、リビア、リトアニア、フランス、オーストラリア、インドネシア、イスラエル、キューバ、バーレーン、フィジー、イラク、アルメニア、中国、インド、モルディヴ、モロッコ、アルジェリア、ヴェネズエラ、米国、エジプト、ヨルダン、ネパール、ボツワナ、ナミビア、マレーシア、アゼルバイジャン、パキスタン、エルサルヴァドル、アフガニスタン、ロシア連邦、国際開発法機関、ポーランド、チュニジア、ペルー、アルバニア、マラウイ、コンゴ民主共和国、サウディアラビア、カメルーン、ドイツ、キルギスタン、フィリピン、イラン、チャド、オーストラリア法律会議、弁護士の権利監視機構カナダ、平和ブリゲード・インターナショナル、正義と平和のためのドミニカンズ---説教団、国際弁護士協会、クイベック国境なき提唱者、Comision Maxicana de Defensa y Promocion de las Derectos Humanos、市民協会、国際法律家委員会、Reseau international des Droits Humains (RIDH)、アジア法律リソース・センター

まとめ: Diego Garcia-Sayan

## 人権と多国籍企業とその他の企業の問題に関する作業部会との意見交換対話

提出文書: 企業と人権に関する基本原則: 最初の 10 年を評価するについての人権と多国籍企業とその他の企業の問題に関する作業部会報告書 A/HRC/47/39)

報告書プレゼンテーション: Dante Pesce 人権と多国籍業及びその他の企業の問題に関する作業部会議長

討論: メキシコ(諸国グループを代表)、デンマーク(諸国グループを代表)、米国(諸国グループを代表)、リビア、フランス、インドネシア、スイス、エクアドル、**日本**、中国、インド、ヴェネズエラ、エジプト、アルゼンチン

答弁権行使: イスラエル、エチオピア、ブラジル、エリトリア、**日本**、アゼルバイジャン、コロンビア、中国、イラン、韓国、アルメニア

## 6月29日(火)午前

議事項目 3(継続)

### 女性に対する暴力に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論: 発言者たちは、レイプとなると国際法が曖昧で、緩和する状況がないことを理事会に思い出させたことに対して、暴力に関する特別報告者に感謝した。この重要なマンデートへの 6 年にわたる特別報告者の重要な貢献が発言者たちによって強調された。この厳格な報告書は、レイプという恐ろしい問題に関して報告書が提供している情報の幅の点で印象的であり、世界中の国々で組織的な変革が緊急に必要であることを明確にしている。発言者たちは、国際的な監視メカニズムが存在していない被占領地に特別な課題が存在することに留意した。レイプの定義において、同意の欠如の重要性への報告書の重点は、多くの発言者によって賞賛されたが、彼らは、加害者の説明責任を保障し、被害者を保護するために取られつつある様々な国内措置も強調した。発言者の中には、国内の刑法が不明確な「国際基準と法律」に従うべきことに同意しない者もあった。例えば、戦争犯罪としての性暴力と一般の犯罪との間に明確な区別がなされなければならないというのである。

国々の中には、「イスタンブール条約」は、欧州会議そのものの中で試されつつあると述べたところもあった。つまり、これからの脱退が、女性に対する暴力との闘いにおいて後退と解釈されてはならないというのである。そのような批判を押し戻して、発言者の中には、達成された進歩に対する脅威となる「条約」の目的についての誤報について警告した者もあった。「イスタンブール条約」の締約国を含めた国々の中には、レイプの法的定義の構成要素として同意を含めたところがあることには元気づけられる。国内基準の国際人権規範とのさらなる調和は、説明責任を育成するであろう。レイプは戦争犯罪とも、大量殺戮とも、人道違反の犯罪ともなりうることを発言者たちは強調した。彼らは、報告書が重なり合う視点を欠いており、LGBT 女性に対して行われる「矯正的レイプ」の問題に対処していないことを指摘した。発言者たちは、レイプが討議される時、性労働は、人身取引と混同されてはならないと述べた。

発言国及び団体: オーストリア、モーリシャス、スーダン、アイルランド、ペルー、ナイジェリア、東ティモール、ジョージア、英国、クロアチア、アフガニスタン、モーリタニア、グアイアナ、タイ、国連ウィメン、ホーリーシー、ロシア連邦、フィリピン、マーシャル諸島、トルコ、パナマ、テュニジア、バングラデシュ、北マケドニア、ガボン、モルドヴァ共和国、アルバニア、マラウイ、デンマーク、**日本**、キプロス、ボリヴィア、イエーメン、ジブティ、イラン、朝鮮民主人民共和国、カンボディア、ウクライナ、モロッコ  
国内人権会議、アフガン独立人権委員会、人権アドヴォキッツ、脅威にさらされた諸国民協会、国際レズビアン・ゲイ協会、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ、ラトガーズ、コロンビア法律家委員会、人口開発アクション・カナダ、国際法律家委員会、ヒューマン・ライツ・ナウ、権利生計賞財団  
まとめ: Dubravka Simonovic: この討論から、レイプに重点を置くことが人権理事会のアジェンダに重点を置くために重要であることが明らかである。「イスタンブール条約」を批准することも国家にとって極めて重要であり、条約に対する押し戻しの問題は、女性の権利と人権一般に対するより幅広い押し戻しの状況で対処しなければならない。国際人権法、人道法、刑法の間の区別に関しては、過去数十年にわたるレイプに対処する進展は、国際レベルでモデル法の利用に向けた動きが起こっていることを明確にしてきた。

#### 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 非処罰の原則の実施に関する人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者報告書(A/HRC/47/34)(翻訳は「公式文書」を参照)

報告書のプレゼンテーション Siobhan Mullally 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者: 人身取引被害者の非処罰の原則は、人身取引を深刻な人権侵害として認めることにとって極めて重要である。被害者の処罰は、支援と保護及び効果的な救済策への被害者の権利を認めるという国家によってなされた公約を破る印となる。その核心で、非処罰の原則は、人身取引の被害者は、人身取引の結果として行った違法行為に対して罰せられないことを保障することを求めている。非処罰の原則を尊重できないことは、拘束、強制送還とルフルマン、恣意的な市民権の剥奪、罰金を科すことから生じる負債の重荷、家族の離別、不公平な裁判を含め、さらなる多大な人権侵害につながる。究極的には、懲罰が回復の可能性を妨げ、人身取引された人の司法へのアクセスを否定する。これら制限を認めて、「安全で秩序ある正規の移動に関するグローバル・コンパクト」は、拘束や国外追放や懲罰の恐れなく司法と安全な通報へのアクセスを促進するよう各国に要請している。しかし、この繰り返される呼びかけにもかかわらず、国々による非処罰の原則の実施は限られており、その範囲と内容が争われている。

ジェンダー、人種と民族性、移動の地位と貧困の重なり合いは、国家が非処罰の原則を実施できないことと、その地位と適用の範囲に関する抗議の中に見られる。直接的・間接的・構造的な人種差別を撤廃する国際人権法の中で生じる責務は、非処罰の原則の適用に特に関連している。非処罰の原則でカヴァーされる様々な形態の懲罰には、難民の地位からの排除またはその他の入国救済の否定、恣意的な国籍の剥奪、社会福祉給付の打ち切り

または社会保障支払いの否定、領事援助または本国送還の否定が含まれる。人身取引被害者のための保護を明らかにして保障する責務は、国家に課される肯定的責務である。この責務は、被害者が子どもである場合に強化され、脆弱な立場の継続する搾取の危険は大きい。

討論: 発言者たちは、送り出し国、経由国、目的国の各国政府は、人身取引に対する被害者を中心とした取り組みを用いて協力しなければならないと述べた。COVID-19 の流行とそれが世界中で各国に与える多面的な影響は、防止のみならず人身取引に対する闘いにかんがりの否定的インパクト与えてきた。被害者は支援サービスに到達するのが一層難しいが、結果としての技術の利用の増加は、さらなる搾取を可能にした。発言者たちは、人身取引された人々は、二重の懲罰を受けてはならず、逮捕されたり訴追されたりされてはならず、人身取引されたことで罰せられてはならないという国連安全保障理事会の呼びかけに同意した。国家には、非処罰の原則が完全に実施されることを保障する究極の責務がある。発言者たちが、人身取引を防止し、被害者を保護し、人身取引者を裁判にかけるためのたくさんの法的・政策的措置を概説する状態で、人身取引は人間の尊厳に対する最悪の犯罪の一つとして明らかにされた。人身取引の流れの増加の結果として、現代の形態の奴隷制度が西欧諸国で特に懸念される問題である。

被害者の回復と社会への完全参画を促進するための被害者を中心としたトラウマの情報を得た努力を要請して、発言者たちは、更生資金の創設や被害者ケア・メカニズムのような政府によって開発される措置を勧めた。国際レベルでの情報の共有と能力構築が、国際組織犯罪としての人身取引に対処するカギである。国連総会の高官会議が、「人身取引と闘うための国連世界行動計画」の評価するために開かれるであろうことを想起して、発言者たちは、人身取引と闘う際の集団的作業を批判的に評価し、今後の行動の道をつける優れた機会を提供すると述べた。

発言国及び団体: オーストラリア(諸国グループを代表)、欧州連合、エジプト(アラブ諸国を代表)、スウェーデン(諸国グループを代表)、リヒテンシュタイン、パラグアイ、シエラレオネ、フランス、エクアドル、アラブ首長国連邦、リビア、マルタ騎士団、イスラエル、ドイツ、インドネシア、キューバ、スペイン、バーレーン、モンテネグロ、フィジー、イラク、アルメニア、中国、マルタ、インド、モロッコ、アルジェリア、イタリア、ヴェネズエラ、米国、エジプト、ヨルダン、ギリシャ、ネパール、サウジアラビア、マレーシア、南アフリカ、ベラルーシ、アイルランド、パキスタン

中間コメント: Siobhan Mullally: 非処罰にとって重要な早期身元確認を保障し、人身取引被害者と接触するかもしれない検察官及びその他の者のためのガイドラインの採択を含め、国家によって既に取られた措置を歓迎する。安全な通報と第一線の専門家の訓練も、大変に歓迎される。報告書は、多様なステイクホルダーからの寄稿を特徴としており、その勧告は好事例に基づいている。人身取引の結果として人身引された人が行うかも知れない行動を含め、非処罰の幅広い範囲を認めることが重要である。



## 6月29日(火)午後

### 議事項目3(継続)

#### 人権と多国籍企業及びその他の企業に関する作業部会との意見交換対話(継続)

討論: ネパール、ボツワナ、アゼルバイジャン、アイルランド、ペルー、ベルギー、ロシア連邦、エチオピア、ヴェトナム、ボリヴィア、イタリア、イラン、マラウイ、パレスチナ国、南アフリカ、国内人権機関世界同盟、中国国際交流 NGO ネットワーク、RADHHO、ESCR ネット---経済的・社会的・文化的権利国司医ネットワーク Inc.、Conectas Direitos Humanos、欧州センター---tiers monde、Terra de Direitos、シーク人権グループ、国際企業米国会議、平和ブリゲード・インターナショナル、多国間協力推進中国国際会議、国際雇用者団体、ジュネーブ権利開発国際機関  
まとめ: Dante Pesce

答弁権行使: 日本、中国、ブラジル、朝鮮民主人民共和国

#### 企業と人権に関する指導原則 10 周年に関するパネル討論

##### 開会ステートメント

1. Michel Sharan Burrowle Bachelet 国連人権高等弁務官
2. John Ruggie 人権と多国籍企業化余語その他の企業に関する事務総長特別報告者

##### パネリストのステートメント

1. Dante Pesce 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会議長
2. Sgarab Byrriw 国際労働組合総連合事務局長
3. Maria Fernanda Garza 国際商工会議所第一副会長
4. Joan Carling 先住民族の権利インターナショナル世界ディレクター

討論: Eduardo Ernesto Vega Luna ペルー法務・人権大臣、Damares Alves ブラジル女性・家族・人権大臣、Pablo Anselmo Tettamanti アルゼンチン外務政務官、Jens Frolich Holte ノルウェー外務大臣(諸国グループを代表)、Iris Rosalia Cruz ホンデュラス人権大臣、ドイツ、ウガンダ、チリ、カメルーン、欧州連合、バーレーン(湾岸協力会議を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、エクアドル、バングラデシュ、国連開発計画、リビア、オランダ、イラン、スウェーデン、アイルランド、タイ、ロシア連邦、モンゴル、ポルトガル、国内人権機関世界同盟、モロッコ人権機関、協議のための友好世界委員会、国際人権同盟連盟

まとめ: Dante Pesce, Sharan Burrow, Maria Fernanda Garza, Joan Carling

## 6月30日(水)午前

### 議事項目3(継続)

#### 気候変動の状況での高齢者の人権に関するパネル討論

##### 基調ステートメント

1. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官
2. 水鳥真美災害危険削減事務総長特別代表

##### パネリストのステートメント

1. Claudia Mahler 高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家
2. Saleenul Huq 気候変動と開発国際センター事務局長
3. Katharina Rall 人権監視機構上級環境調査官
4. Handaine Mohamed アフリカ機構変動と先住民族問題専門家

討論: Barbel Kofler ドイツ連邦外務省人権政策人道援助連邦政府コミッショナー、欧州連合(諸国グループを代表)、ヴェトナム(東南アジア諸連合を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ヴェトナム(諸国グループを代表)、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、欧州連合、バハマ(諸国グループを代表)、エクアドル(諸国グループを代表)、スロヴェニア(諸国グループを代表)、カタール、ルクセンブルグ、モルディヴ、モーリシャス、モロッコ、ネパール、パキスタン、東ティモール、モザンビーク、マーシャル諸島、米国、国連環境計画、スロヴェニア、フィジー国内人権機関世界同盟、高齢者虐待防止国際ネットワーク、Conselho Indigenista Missionario CIMI、フィリピン人権委員会、国際国連青年学生運動、国際環境法センターCIEL)

まとめ: Claudia Mahler, Saleemul Huq, Katharina Rall, Handaine Mohamed

#### 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論: 発言者たちは、非処罰の原則が被害者に適用されなければならないことを強調して、人身取引被害者は、大変困難な状況にあることを強調した。この点で、効果的な実施が極めて重要である。国家は、各国政府にあらゆる形態の強制労働と取り組み、被害者に保護を提供する措置を取るよう要請している 1930 年の「強制労働条約」に対する 2014 年の国際労働機関の「議定書」を批准し実施するべきである。発言者たちは、人身取引被害者の犯罪化に対して警告を出した。つまり、これは人身取引被害者の司法と保護へのアクセスを制限し、彼らが助けを求めて当局に向かう可能性を減らす。発言者の中には、主権国家の不正な情報を集めるための道具でありその人権状況の侵害的な監視であると彼らの言う「現代の奴隷制度」と言う概念を拒否するものもあった。発言者たちは、シェルター・サーヴィスの提供を増やし、海上の移動者に支援を提供するために国内に設置されている措置を説明した。COVID-19 の流行が人身取引に与える影響は、最近広く討議される問題となった。つまり特別報告者はこの討論にいかに関与したのか?

発言者たちは、トラウマ心理学の重要性を強調し、人身取引者は、しばしば最も脆弱な者を標的とすることを指摘した。非処罰の原則は、財政・刑事・行政措置に関して適用さ

れるべきである。貧困と雇用は、人身取引の底辺にある要因であると発言者たちは述べた。未成年者が必要な保護と社会サービスから利益を受けることを保障しつつ、未成年が関係するところで非処罰の原則を支持することが特に重要である。人身取引被害者の犯罪歴は、彼らが人身取引の被害者であることに関連するすべての非難と有罪判決が抹消されなければならない。移動の非犯罪化を要請して、発言者たちは、労働に関連した人身取引に注意を引き、状況をさらに悪化させた COVID-19 の影響に驚きを表明した。

発言国及び団体: ジョージア、マリ、英国、アフガニスタン、クロアチア、国連ウイメン、ロシア連邦、フィリピン、ヴェトナム、ハンガリー、セルビア、ジブティ、ウガンダ、ベルギー、テュニジア、バングラデシュ、ブルガリア、モルドヴァ共和国、アルバニア、マラウイ、コンゴ民主共和国、バハマ、キプロス、カメルーン、モーリタニア、ウクライナ、南スーダン、カンボディア、チャド、イラン、良き羊飼いの慈善聖母の会衆、法律・司法欧州センター、英連邦人権イニシャティヴ、フランシスカン・インターナショナル、Edmund Rice インターナショナル Ltd., VIVAT インターナショナル、カリタス・インターナショナル(国際カトリック慈善連合)、Assicazione Comunita Papa Giovanni XXIII, ジュビリー・キャンペーン、希望の母カメルーン共通イニシャティヴ・グループ

まとめ: Siobhan Nullally: 私は、法的プロセスを支援し、新たな立法を批判して、各国とも市民社会とも密接に協力していくつもりである。現地での非処罰の原則の実施を改善するために、報告書は数多くの勧告を出し、法的援助の提供と犯罪記録の抹消が極めて重要であることを保障している。

## 6月30日(水)午後

議事項目 3(継続)

極度の貧困と人権に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書:

1. 社会保護のための世界基金: 貧困根絶サービスにおける国際連帯についての極度の貧困と人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/47/36)
2. 上記報告書付録---欧州連合へのミッション(A/HRC/47/36/Add.1)
3. 上記報告書付録---国のコメント(A/HRC/47/36/Add.2)

報告書プレゼンテーション: Olivier de Schutter 極度の貧困と人権に関する特別報告者

当該国ステートメント: 欧州連合

討論: エジプト(アラブ諸国を代表)、ペルー(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、国連子ども基金、パラグアイ、フランス、マルタ騎士団、インドネシア、ルクセンブルグ、エクアドル、キューバ、セネガル、イラク、アルメニア、トーゴ、ブルキナファソ、中国、インド、モロッコ、アルジェリア、ヴェネズエラ、エジプト、ケニア、ネパール、ボツワナ、ナミビア、マレーシア、スーダン、パキスタン、ベルギー、ナイジェリア、東ティモール、マリ、アフガニスタン、エチオピア、モーリタニア、フィリピン、ヴェト

ナム、イエーメン、パナマ、チュニジア、バングラデシュ、アルバニア、マラウ、コンゴ  
主共和国、ボリヴィア、カメルーン、ジブティ、バハマ、イラン、南スーダン、Friedrich  
FIAN インターナショナル e.V., Instituto Brasileiro de Analises Sociais e Economicas, 国際  
国連青年学生運動、Rahabord Primayes 調査・教育組合、ルーテル世界連盟、シーク人権  
グループ、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit---  
COC オランダ

まとめ: Olivier De Schutter

#### 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書:

1. 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者報告書(A/HRC/47/33)
2. 上記報告書付録: ナイジェリアへのミッション(A/HRC/47/33/Add.2)

報告書プレゼンテーション: Morris Tidball-Binz 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する  
特別報告者

当該国ステートメント: ナイジェリア

討論: 欧州連合、スウェーデン(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、リヒテ  
ンシュタイン、シエラレオネ、リビア、フランス、インドネシア、スイス、キューバ、フ  
ィジー、イラク、アルメニア、シリア、チリ、中国

答弁権行使: インドネシア、ブラジル

### 7月1日(木)午前

議事項目 3(継続)

#### 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論: モロッコ、ブルキナファソ、ヴェネズエラ、エジプト、ナミビア、ベルギー、米国、  
英国、アフガニスタン、フィリピン、カメルーン、コロンビア、サウディアラビア、アゼ  
ルバイジャン、チャド、チュニジア、イラン、ウクライナ、アルジェリア、ロシア連邦、  
パキスタン、世界拷問禁止団体、国際 ACAT(拷問廃止キリスト教徒行動)連盟、Redress  
Trust、世界教会会議国際問題教会委員会、任意によらない失踪被害者家族(FIND)、アジ  
ア太平洋女性・法律・開発フォーラム、国際法律家委員会、Justice Global、アジア法律リ  
ソース・センター、ジュビリー・キャンペーン

まとめ: Morris Tidball-Binz

#### 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書:

1. 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別に報告者に報告書(A/HRC/47/24)
2. 上記報告書付録---各国政府に伝えられた通信と受け取った回答に関する見解(A/HRC/  
47/24/Add.1)

3. 上記報告書付録---インターネットのシャット・ダウン(A/HRC/47/24/Add.2)

4. 上記報告書付録---平和的集会を支援する弁護士のためのガイドライン(A/HRC/47/24/Add.3)

報告書プレゼンテーション: Clement Nyaletsossi Voule 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者

討論: チェコ共和国(諸国グループを代表)、リトアニア(諸国グループを代表)、欧州連合、ロシア連邦(諸国グループを代表)、リヒテンシュタイン、国連子ども基金、国連開発計画、リビア、フランス、インドネシア、ルクセンブルグ、イスラエル、スイス、キューバ、イラク、アルメニア、中国、インド、モルディヴ、モロッコ、レバノン、ヴェネズエラ、米国、エジプト、ケニア、ドイツ、ネパール、ボツワナ、南アフリカ、ルーマニア、スーダン、アイルランド、パキスタン、東ティモール、英国、ウクライナ、モーリタニア、ニジェール、フィリピン、国際開発法機関、ポーランド、チュニジア、マラウィ、南スーダン、ウルグアイ、ベラルーシ、コロンビア、カザフスタン、カメルーン、バルバドス、ヴァヌアトゥ、カンボディア

## 7月1日(木)午後

議事項目 3(継続)

第 47 回理事会でミャンマーに関する口頭によるプレゼンテーションに関して高等弁務官と特別報告者と意見交換対話をを開催することについての決定

説明: Nazhat Shameem Khan 人権理事会議長

賛成国: オーストリア(欧州連合を代表)、英国、アルゼンチン

反対国: ウルグアイ、ロシア連邦、中国

票決結果: 賛成 26 票(アルゼンチン、オーストリア、バングラデシュ、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、インドネシア、イタリア、**日本**、リビア、マラウィ、マーシャル諸島、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、ネパール、オランダ、フィリピン、ポーランド、韓国、ソマリア、ウクライナ、英国、ウズベキスタン)、反対 7 票(バハマ、中国、キューバ、エリトリア、フィジー、ロシア連邦、ヴェネズエラ)、棄権 14 票(アルメニア、バーレーン、ボリヴィア、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、コーディヴォワール、ガボン、インド、パキスタン、セネガル、スーダン、トーゴ、ウルグアイ)で意見交換対話の開催を決定。

ハンセン氏病に罹った人に対する差別の撤廃に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: コロナウイルス病の流行が、ハンセン氏病に罹った人々とその家族に与える不相当なインパクトについてのハンセン氏病に罹った人に対する差別の撤廃には関する特別報告者報告書(A/HRC/47/29)

報告書プレゼンテーション: Alice Cruz ハンセン氏病に罹った人々とその家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者

討論: 日本(諸国グループを代表)、欧州連合、国連子ども基金、ポルトガル、マルタ騎士団、イスラエル、アンゴラ、セネガル、インド、モロッコ、ヴェネズエラ、ネパール、ナミビア、エチオピア、ヴェトナム、カンボディア、中国人権学協会、団体調査教育センター、Ordem dos Advogados do Brasil Conselho Federal、Association pour l'integration et le Developpement Durable au Burundi、反ハンセン氏病協会国際連盟、世界保健タスク・フォース Inc.

まとめ: Alice Cruz

#### 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論: イラン、チャド、アルジェリア、アゼルバイジャン、ボリヴィア

まとめ: Clement Nyaletsossi Voule

答弁権行使: モロッコ、アルメニア、エチオピア、ブラジル、インドネシア、コロンビア、タイ、マレーシア、キューバ、アルジェリア

### 7月2日(金)午前

議事項目 3(継続)

#### 意見と表現の自由への権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 誤報と意見と表現の自由への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/47/25)

報告書プレゼンテーション: Irene Khan 意見と表現の自由に関する特別報告者

討論: 欧州連合、スウェーデン(諸国グループを代表)、ウクライナ(諸国グループを代表)、フィンランド(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、カナダ、シエラレオネ、オーストラリア、ドイツ、フランス、インドネシア、ルクセンブルグ、イスラエル、エクアドル、ガーナ、チェコ共和国、スイス、キューバ、コスタリカ、モンテネグロ、フィジー、イラク、アルメニア、シリア、チリ、中国、インド、モルディヴ、モロッコ、レバノン、ブルキナファソ、オランダ、ヴェネズエラ、米国、エジプト、シンガポール、ギリシャ、ネパール、スロヴァキア、ボツワナ、ナミビア、オーストリア、アゼルバイジャン、スーダン、アイルランド、パキスタン、ベルギー、ナイジェリア、東ティモール、ジョージア、英国、アフガニスタン、エチオピア、モーリタニア、北マケドニア、ロシア連邦、ポーランド、タンザニア、ホンデュラス、ユネスコ、アルバニア、マラウイ、南スーダン、ベラルーシ、コロンビア、カザフスタン、カメルーン、リヒテンシュタイン、フィリピン、バルバドス、モルドヴァ共和国、ボリヴィア、ヴェトナム、マレーシア、ウガンダ、バングラデシュ、チュニジア、アルジェリア、カンボディア、英連邦人権イニシャティヴ、世界的対話と民主主義推進のためのパレスチナ・イニシャティヴ、漸進的コミュニケーション協会、第19条---国際検閲禁止センター、フリーミューズ---音楽と検閲世界フォーラム、Mouvement contre le aracisme et pour l'amitie entre les peuples、国際ジャーナリスと連盟、カイロ人権学研究所、Ordem dos Advogados do Brasil Conselho Federal、世界福音同盟

まとめ: Irene Khan

#### 恣意的拘束に関する作業部会との意見交換対話

提出文書: 麻薬政策に関連した恣意的拘束についての恣意的拘束に関する作業部会報告書 (A/HRC/47/40)

報告書プレゼンテーション: Elina Steinerte 恣意的拘束に関する作業部会議長・の報告者

### 7月2日(金)午後

議事項目 3(継続)

#### 恣意的拘束に関する作業部会との意見交換対話(継続)

討論: 欧州連合、ラトヴィア(諸国グループを代表)、スイス(諸国グループを代表)、リビア、ポルトガル、インドネシア、フランス、キューバ、中国、アルジェリア、ヴェネズエラ、米国、エジプト、シンガポール、サウジアラビア、マレーシア、オーストリア、パキスタン、ジョージア、英国、ウクライナ、ロシア連邦、フィリピン、パナマ、バルバドス、ベラルーシ、カンボディア、イラン国際害悪削減協会(IHRA)、IDPLC コンソーシアム、世界教会会議の国際問題教会委員会、Centro de Estudios Legales y Socialwes (CELS) Asociacion Civil、アムネスティ・インターナショナル、CIVICUS---世界市民参画同盟、アジア太平洋女性法律開発フォーラム、Mouvement contre le Conectas Dirreitos Humanos、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、アジア・リーガル・リソース・センター

まとめ: Elina Steinerte

答弁権行使: アルメニア、アルジェリア、ブラジル、インドネシア、モロッコ

#### プライバシーへの権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書:

1. 「人口知能とプライバシーと子どものプライバシー」についてのプライバシーへの権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/47/27)
2. 上記報告書付録---アルゼンチンへのミッション(A/HRC/47/27/Add.5)
3. 上記報告書付録---フランスへのミッション(A/HRC/47/27/Add.2)
4. 上記報告書付録---ドイツへのミッション(A/HRC/47/27/Add.3)
5. 上記報告書付録---韓国へのミッション(A/HRC/47/27/Add.6)
6. 上記報告書付録---英国へのミッション(A/HRC/47/27/Add.1)
7. 上記報告書付録---米国へのミッション(A/HRC/47/27/Add.4)

議長挨拶: Nazahat Shameen Khan 人権理事会議長

報告書プレゼンテーション: Joseph Cannataci プライヴァシーへの権利に関する特別報告者

当該国ステートメント: アルゼンチン、フランス、ドイツ、韓国、英国、米国

討論: 欧州連合、ラトヴィア(諸国グループを代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、リヒ

テンシュタイン、国連子ども基金、ドイツ、インドネシア、ブラジル、エクアドル、スイス、アルメニア、トーゴ、マルタ、中国、インド、レバノン、ヴェネズエラ、エジプト、ネパール、パキスタン、ホーリーシー、ロシア連邦、ヴェトナム

## 7月5日(月)午前

### 議事項目 3(継続)

#### 障害を持つ女性と女兒に対する暴力に関するパネル討論

開会ステートメント: Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官: 今日世界には7億人の障害を持つ女性と女兒がいることを推計が示している。国連ウイメンによれば、女性人口における障害の平均蔓延率は、男性の12%に比して、約5人に1人の女性を表す19.2%である。障害を持つ女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する世界データは限られており、それ自体がこの目に見えない危機を物語っており、障害を持つ女性にとっての比較的高い危険を示している。国連人口基金が主導するイニシャティヴ「私たちが決める」によれば、障害を持つ若い女性の40%から68%が、18歳前に性暴力を経験していた。生活のあらゆる領域への完全で、効果的で、平等な参画と包摂を妨げる社会的・環境的障害と取り組む必要がある。これは、暴力を受けずに暮らす権利を含め、その権利の実現にとっての基本的な前提条件である。

障害を持つ女性と女兒は、彼女たちが直面している暴力の防止と対応のための法律・政策・サービスの立案、開発、実施の中心にいないなければならない。孤立は、オンラインでもオフラインでも、家庭または施設で、生涯を通して悪影響を及ぼす暴力を含め、障害を持つ女性と女兒の脆弱性を高めるもう一つの重要な要因である。長期ケア・ホーム、孤児院及び精神病施設のような施設も、その隔離のために、障害を持つ女性と女兒を特別な危険にさらすかも知れない。COVID-19のロックダウンは、女性と女兒に対する暴力と虐待の危険要因をさらに悪化させた。しかし、高等弁務官事務所は、障害を持つ女性と女兒に与える流行病のインパクトを緩和する国々の努力についての報告も受けてきた。「持続可能な開発目標5」は、障害を持つ女性と女兒に対する様々な暴力をなくさずに達成することはできない。

パネル司会者によるステートメント: Jarrod Clyne 国際障害者同盟人権顧問: 障害を持つ女性と女兒は、家庭の内外で、彼女たちに法的能力と身体的完結性への権利、自治を否定し、強制不妊手術、強制中絶、強制障害避妊及び施設入所を含めたその他の形態の任意によらない治療を許可し、時には障害を持つ女性と女兒を標的とする国家の法律、政策、慣行によって暴力を受けている。救済策を求め、司法にアクセスすることは、暴力防止と保護プログラムへの参画のように、しばしば障害を持つ女性と女兒の手の届かぬことである。障害を持つ女性と女兒に対する暴力は、今日依然として緊急事態の状況のままであり、これは彼女たちの権利侵害と継続する周縁化の原因であり結果でもある。このパネルは、障害を持つ女性と女兒が経験する広範な侵害を討議し国家の責務の実施における進歩を反省し、



ジェンダーに基づく暴力防止プログラムに障害者の権利の視点を統合する際の好事例を検討する時宜を得た機会である。

#### パネリストによるステートメント

1. Ana Pelaez Narvaez 女子差別撤廃委員会副議長: 障害の広がりには男性よりも女性の方が高い(19.2%対12%)。助長する要因には、女性と女兒のより低い経済的・社会的地位、ジェンダーに基づく暴力、ジェンダーに基づく有害で差別的な慣行が含まれる。障害を持つ女性と女兒が受ける形態の暴力が、残酷、非人間的または品位を落とす扱いは懲罰、強制または任意によらない妊娠または不妊手術、自由で情報を得た同意のない医療手続きと介入、精神外科または女性性器切除のような侵襲的で取り返しのつかない外科的慣行が含まれる。隔離または幽閉、障害を持つ母親からの息子や娘の離別は障害を持つ女性と女兒の人権と基本的自由の明確な侵害である。アクセス可能性と包摂性の欠如は、障害を持つ女性と女兒が「世代平等フォーラム」のように女性の権利が擁護される行事にアクセスすることを妨げる。

2. Gulmira Kazakunova 障害者連合“Ravenstvo”(平等)議長: 「障害者の権利に関する条約」は、2011年にキルギスタンによって署名され、2019年に批准されたが、これを実施する計画は、採択もされなければ承認もされなかった。2008年の法律「障害者の権利と保証に関して」は、この権利が保証されることを保障する実施メカニズムを提供していない。2019年の国連開発計画の調査で、回答者の大多数が、障害を持つ男性は、身体障害のない女性と結婚するべきであるが、障害を持つ女性は、障害を持つ男性と結婚するべきであると信じていることが分かった。キルギス社会の保守的性質のために、女性はドメスティック・ヴァイオレンスについて語ることを恥じており、一方、2017年の法律「ドメスティック・ヴァイオレンスの防止とこれからの保護に関して」は、障害者のカテゴリーを特定していない。シェルターの欠如、警察の不活動、伝統的汚名、低い国の能力、そして今ではCOVID-19の流行のように、「条約」と国内法の実施に対するかなりの障害がある。

3. Maulani Rotinsulu インドネシア障害者女性協会議長: 流行病とこの状況で起こっている暴力の増加について深い懸念を表明する。障害を持つ女性に対するジェンダーに基づく暴力に光を当てることができる調査の欠如も心配の基である。COVID-19の流行が、あらゆるタイプの障害、つまり、身体的・知的・精神的・感覚的障害に直接影響したことを強調する。生活のあらゆる側面でのアクセスの欠如と機会の欠如、並びに合理的な宿泊所の欠如が、ほとんどの障害者が社会で積極的役割を果たす能力を妨げた。ジェンダーに基づく暴力に対して最も脆弱な集団は、自閉症の女性たちであり、聴覚障害、視覚障害、心理社会障害、知的障害の人達である。彼らの状態は、その限られた移動性と意思疎通能力のために当局に犯罪を通報する可能性がないことによって複雑化される。これが繰り返される長続きする虐待につながることもある。

討論: 発言者たちは、国々の最高の努力にもかかわらず、障害を持つ女性と女兒は、その人権の実現に対するユニークで広がった障害に直面して、暴力と虐待で不相応に苦しんでいると述べた。COVID-19の流行は、被害者がしばしば虐待者と同じ家庭に閉じ込め

られているので、状況のかなりの悪化につながってきた。ジェンダーと障害の重なり合いにいる者たちに影響を及ぼす二重の危険は、分類データに反映されることは減多になく、国の措置によって対処されることもめったになく発言者たちはこの点での好事例について尋ねた。意思決定プロセスからしばしば取り残されるにもかかわらず、女性たちは多くの社会で、しばしば障害者のための主要なケア提供者である。発言者たちは、世界中で彼女たちが引き受けている多様な役割に敬意を表した。発言者たちは、救済策と補償を提供し、刑事責任免除と闘って、防止から被害者の保護、司法へのアクセスの保障に至るまで、ジェンダーに基づく暴力のサイクルを通して障害を持つ女性と女兒の意味ある関わりの促進を要請した。

発言者たちは、特に遺棄、ネグレクト、搾取、強制、施設入所及び強制的な医療介入に表れている、障害を持つ女兒に対する広がった暴力について深い懸念を表明した。彼らは、障害を持つ女性は、性暴力を経験する可能性が10倍高いことを強調して、「イスタンブール条約」の批准が始まっていることを想起した。彼らは司法へのアクセスの重要性を強調し、緊急事態対応措置への障害を持つ女性の権利の統合を要請した。こういった女性は、性と生殖に関する暴力に対して特に脆弱であり、理事会は、障害を持つ女性に対する暴力に対する決議に包括的な性教育を要請するべきである。パネリストは、国家がいかに関連者と関連市民社会団体を政策とプログラムの開発と実施に巻き込むかについての好事例を分かち合い、このようにして地域社会の参画を確保することができるのだろうか？

発言者: Yvonne Dausab ナミビア法務大臣、フィンランド(諸国グループを代表)、ウルグァイ(諸国グループを代表)、オーストラリア(種国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、欧州連合、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、エジプト(アラブ諸国を代表)、カナダ、イスラエル、フィジー、モナコ、国連子ども基金、マルタ騎士団、フランス、国連人口基金、サウディアラビア、ベルギー、ポーランド、英国、トルコ、ニュージーランド、ブルキナファソ、カタール、バングラデシュ、バーレーン(湾岸協力会議を代表)、国内人権機関世界同盟、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、国際レズビアン・ゲイ協会、国際家族計画連盟、Edmund Rice 国際 Ltd., シーク人権グループ

まとめ:

1. Jarrod Clyne: 意見を聞いてもらい、意思決定に参画する権利のみならず、固定観念に対処し、データを分類することの重要性が討論中に対処されたカギとなるテーマであった。様々な国の措置が示されたが、団体と障害者をどのようにより包摂できるかの問題がしばしば持ち出された。説明責任と被害者のための賠償の重要性も述べられた。対話中に討議された様々な問題に対処するようパネリストに勧める。

2. Ana Pelaez Narvaez: まだまだしなければならないことはたくさん残っている。私の経験から好事例をお分けする、つまり、高等弁務官事務所は、2019年9月に、女性を目的とする一般政策に障害者の視点をいかに含めるかについて政府と市民社会のために活動している全職員に施す訓練セッションを行った。フランスの障害を持つ女性の団体が、暴力の悪影響を受けている障害を持つ女性のために直通の電話線を生み出した。昨年末に、スペ

インでの障害者の強制不妊手術を禁止する法律はもう一つの好事例であった。全体的に進歩は十分ではなかった。障害者は普通セッションに参加できないので、独自の団体を通して障害を持つ女性と女兒と直接協力することが極めて重要であり、カナダのおかげで、このセッションがアクセスできるものであることが大変に重要である理由である。包摂がなければ、障害を持つ女性と受持は取り残されてしまう。

3. Culmira Kazakunova: 障害を持つ人々の連合議長はその参画に対して謝意を表明し、キルギスタン政府は、権利への公約を述べているが、権利の効果的実施に対するメカニズムが欠けている。良好な手段もあった。つまり、2019年に初めて、障害者についての調査がキルギスタンでなされ、「連合」は、暴力の被害者である障害を持つ女性のためのシェルターを創設し、ホットラインが設置され、障害を持つ女兒のためのサマー・キャンプが創設された。これらイニシアティブが国家にとが極めて重要でよって支援されていないことは不幸である。障害を持つ女性のニーズを組み入れることが極めて重要である。良好な手段もあった。2019年に初めてキルギスタンで調査が行われ、連合は、暴力の被害者である障害を持つ女性シェルターが創設され、ホットライン、障害を持つ女兒のキャンプが生み出された。

#### 4. Maulani Rotinsulu: 障害を持つ女性インドネシア協会議長

#### プライバシーへの権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

マラウイ、バハマ、キューバ、オーストラリア人権委員会、シーク人権グループ、LGBTの権利スウェーデン連盟 RFSL、協議のための友好国世界委員会、Federatie van Nederlands Verenigingen tot integratie van Homoseksualiteit---COC Nederland、人権アドヴォケイツ、国際法律家委員会、CIVICUS---世界市民参画同盟、自由擁護同盟、GEO 離専門知識協会、中国国際交流 NGO ネットワーク

#### 議事項目 3 の下での報告書のプレゼンテーション

Peggy Hicks テーマ別関わり特別手続き開発への権利課課長

答弁権行使: 英国

#### 提出文書

1. 議事項目 3 の下での司法行政(A/HRC/47/75)
2. 人権の分野での国際協力(A/HRC/47/47)
3. 軍務への良心の反対についての 4 年に 1 度の報告書
4. 公共機関が抑えている情報へのアクセスを育成する国の規範的枠組みを育成する
5. プライバシーへの権利の享受にあたる AI の影響(A/HRC/47/60)
6. 大量殺戮防止のための能力強化における協力についての対話に関する丸 1 日の会機関会議に関する高等弁務官の概要報告書
7. 女性に対する暴力を撤廃する行動を支援する国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関報告書 A/HRC/47/20)

## 8. 普遍的定期的レビュー実施における財政・技術援助の任意基金の活動(A/HRC/47/61)

報告書プレゼンテーション: Peggy Hicks テーマ別関わり特別手続き開発への権利部部長

### 7月5日(月)午後

議事国目 4: 理事会の注意を必要とする人権状況

#### ベラルーシの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: ベラルーシの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/47/49)

報告書プレゼンテーション: Anais Marin

討論: リトアニア(諸国グループを代表)、欧州連合、リヒテンシュタイン、カナダ、スロヴェニア、ドイツ、チョコ共和国、リトアニア、オーストラリア、フィンランド、ネクセンブルグ、フランス、韓国、スイス、スペイン、**日本**、エストニア、米国、ギリシャ、スロヴァキア、ルーマニア、ラトヴィア、オーストリア、アイルランド、ベルギー、英国、アイスランド、ポーランド、ブルガリア、ウクライナ、アルバニア、オランダ、モルドヴァ共和国、ニュージーランド、権利生計賞財団、ヘルシンキ人権団体、位弁護士のための弁護士、人権ハウス財団、世界拷問禁止団体、国際弁護士協会、第 19---検閲禁止センター、国威人権同盟連盟、人権アドヴォキッツ、国際法律家委員会

まとめ: Anais Marin

#### ヴェネズエラの人権状況に関する高等弁務官報告書に関する意見交換対話

提出文書: ヴェネズエラの人権状況に関する人権高等弁務官報告書(A/HRC/47/55)

報告書プレゼンテーション: Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント: ヴェネズエラ

討論: ニカラグア、欧州連合、ブラジル(諸国グループを代表)、リヒテンシュタイン、キューバ、オーストラリア、ポルトガル、ルクセンブルグ、チェコ共和国、フランス、エクアドル、スペイン、ブラジル、**日本**、朝鮮民主人民共和国、シリア、中国、イラン、ラオ人民民主主義共和国、米国、ウルグアイ、スウェーデン、オーストリア、スリランカ、ベラルーシ、ベルギー、ジョージア、英国、ロシア連邦、エリトリア、アルゼンチン、ニュージーランド、コロンビア、オランダ、ドイツ、ボリヴィア、Fundacion Latinoamericana por los Derechos Humanos el Desarrollo Social、自由の家、国際人権サーヴィス、国際法律家委員会、国際人権同盟連盟、世界拷問禁止団体、アムネスティ・インターナショナル

### 7月6日(火)午前

#### COVID-19 流行からのジェンダー平等な社会経済的回復に関するパネル討論

##### 基調ステートメント

1. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

## 2. Monica Xalaquett Said チリ女性・ジェンダー平等大臣

### パネリストのステートメント

1. Mohammad Naciri 国連ウィメン・アジア太平洋地域ディレクター
2. Maria Alesi フェミニスト開発実践家
3. Kateryna Levchenko ウクライナ・ジェンダー平等政策政府コミッショナー・欧州会議ジェンダー平等コミッショナー副議長

討論: スペイン、リトアニア(諸国グループを代表)、欧州連合、マレーシア(東南アジア諸国連合を代表)、スロヴェニア(諸国グループを代表)、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、ルワンダ(国際フランス語圏団体加盟国とオブザーヴァーを代表)、オーストラリア、キューバ、モンテネグロ、バルバドス、国際開発法団体、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、ルクセンブルグ、国連開発計画、イスラエル、中国、モーリタニア、エクアドル、アラブ首長国連邦、生殖に関する権利センターInc.、国際差別人種主義反対運動(イマダール)、プラン・インターナショナル Inc.、女性家族計画連盟、世界非殺害センター、シーク人権グループ

まとめ: Kateryna Levchenko、Maria Alesi、Mahamad Naciri

### 議事項目 4(継続)

#### ヴェネズエラの人権状況に関する高等弁務官との意見交換対話(継続)

討論: CIVICUS---世界市民参画同盟、人権監視機構、司法国際法センター

まとめ: ヴェネズエラ、Michelle Bachelet

## 7月6日(火)午後

### 議事項目 4(継続)

#### シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会との意見交換対話

調査委員会議長ステートメント: Paulo Pinheiro

当該国ステートメント: シリア

討論: エストニア(諸国グループを代表)、欧州連合、クロアチア(諸国グループを代表)、クウェート、カタール、リヒテンシュタイン、イスラエル、ドイツ、オーストラリア、チェコ共和国、エクアドル、フランス、アラブ首長国連邦、キューバ、ブラジル、スイス、**日本**、バーレーン、朝鮮民主人民共和国、イラク、アルメニア、マルタ、中国、オランダ、イタリア、イラン、ヴェネズエラ、米国、エジプト、ヨルダン、ルーマニア、スリランカ、バーレーン、アイルランド、ベルギー、ジョージア、英国、トルコ、ロシア連邦、アルバニア、キプロス、ギリシャ、ニカラグア、カイロ人権学研究所、公正な裁判と人権を支持する国際会議、国際法律家委員会、国際人権会議、ワールド・ヴィジョン・インターナショナル、バプティスト世界同盟、バレスチナ人帰還センターLtd.、ジュビリー・キャンペーン、人権アドヴォケイツ、全世界キリスト教徒連帯

まとめ: Paulo Pinheiro

## ミャンマーの人権状況に関する口頭による最新情報に関する人権高等弁務官との意見交換 対話

口頭による最新情報: Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

討論: 欧州連合、スウェーデン(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、シエラレオネ、オーストラリア、バングラデシュ、インドネシア、フランス、スペイン、**日本**、中国、モルディヴ、ラオ人民民主主義共和国、米国、サウディアラビア、マレーシア、ルーマニア、アイルランド、東ティモール、英国、モーリタニア、マーシャル諸島、ブルガリア、オランダ、フィリピン、インド、イラン、ウクライナ、アジア人権開発フォーラム、Edmund Rice 国際 Ltd.、Centre pour les Droits Civils et Politiques---CCPR センター、第 19 条---国際検閲禁止センター

答弁権行使: トルコ、ギリシャ、アルメニア、アゼルバイジャン

## 7月7日(水)午前

スポーツとオリンピックの理想を通じた人権の推進に関する4年に1度のパネル討論

基調ステートメント:

1. Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官
2. Tomas Bach 国際オリンピック委員会会長
3. 武藤敏郎 2020年東京オリンピック・パラリンピック組織委員会事務総長

パネリストのステートメント:

1. Elizabeth Kunstmann ロシア国立パラリンピック・バレーボール・チーム選手
2. Kathrine Switzer 選手、作家、活動家、261Fearless Inc 理事長
3. Jenny Oklikah NGO「平和のための闘い」理事長
4. Sofia Bekatorou 帆走のオリンピック金・銅メダリスト

討論:ギリシャ(諸国グループを代表)、デンマーク(諸国グループを代表)、欧州連合、カメルーン(アフリカ諸国グループを代表)、**日本**、アルメニア、中国、ロシア連邦、マレーシア、カタール、ボツワナ、国連ウイメン、国連人口基金、アゼルバイジャン、エクアドル、キューバ、ケニア、ヴェネズエラ、イスラエル、インドネシア、バーレーン、エジプト、ネパール、南アフリカ、ヘルシンキ人権財団、ヒューマン・ライツ・ナウ、

RencontreAfricaine pour la defense des droits de l'homme、Injdnidufx cu Monde、iuventum e.V.、Geo 専門知識協会

まとめ: Elioizabeth Kunstmann, Kathrine Switzer, Jenny Oklikah, Sofia Bekatorou

## ミャンマーの人権状況に関する口頭による最新情報に関する高等弁務官との意見交換対話 (継続)

討論

まとめ: Michelle Bachelet

人権と多国籍企業及びその他の企業に関する作業部会による報告書のプレゼンテーション

提出文書: 2020年11月16日から18日まで開催された企業と人権に関するフォーラムの第9回会期に関する人権と多国籍企業及びその他の企業に関する作業部会報告書(A/HRC/47/50)

報告書プレゼンテーション: Sufya Deva 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会委員

## 7月7日(水)午後

議事項目 4(継続)

ミャンマーの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

口頭による進捗報告書のプレゼンテーション: Tom Andrews ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

討論: リトアニア(諸国グループを代表)、欧州連合、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、リヒテンシュタイン、カナダ、リビア、オーストラリア、バングラデシュ、チェコ共和国、インドネシア、韓国、フランス、**日本**、米国、シンガポール、マレーシア、ベルギー、英国、トルコ、ヴェトナム、マーシャル諸島、オーストリア、フィリピン、ニュージーランド、スイス、ヨルダン、ブルネイ・ダルサラーム、マラウイ、ルクセンブルグ、カンボディア、東ティモール、バプティスト世界同盟、Centre pour les Droits Civils et Politiques--CCPR センター、人権監視機構、アジア人権開発フォーラム、国際人権同盟連盟、オーストラリア法律会議、第19条---国際検閲禁止センター、CIVICUS---世界市民参画同盟、次世紀財団、アジア・リーガル・リソース・センター

まとめ: Tom Andrews

答弁権行使: 中国

## 7月8日(木)午前

議事項目 6: 普遍的定期的レビュー

ミクロネシア連邦国家の分的定期的レビューの成果の検討

提出文書:

1. ミクロネシア連邦国家の普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書 A/HRC/47/4)

2. 上記報告書付録(A/HRC/47/4/Add.1)

討論: ミクロネシア連邦国家外務省政務官、ロシア連邦、チュニジア、国連人口基金、ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ、ヴェトナム、中国、キューバ、フィジー、インド、インドネシア、ネパール、ニュージーランド、世界ユダヤ人会議、世界非殺害センター

154 の勧告のうち、ミクロネシアは 141 を支持し、13 に留意した

まとめ: ミクロネシア連邦国家法務省検事総長

理事会はミクロネシア連邦国家の普遍的定期的レビューの成果を採択

#### レバノンの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書:

1. レバノンの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/47/5)
2. 上記報告書付録(A/HRC/47/5/Add.1)

討論: ジュネーブ国連事務所レバノン代表で大使、イラク、イスラエル、クウェート、リビア、マラウィ、モーリタニア、モロッコ、ネパール、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、Ensemble contre la Peine de Mort、カイロ人権学研究所、婦人国際平和自由連盟、国際女性教育開発ヴォランティア団体---VIDES、国際法律家委員会、Khiam 拷問被害者リハビリ・センター、人権アドヴォキッツ、CIVICUS---世界市民参画同盟、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル 297 の勧告のうち、レバノンは 179 を支持し、93 に留意した。25 の勧告にはさらなる明確化が提供された

まとめ: 国連ジュネーブ事務所レバノン代表部大使

理事会は、レバノンの普遍的定期的レビューの成果を採択

#### モーリタニアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書:

1. モーリタニアの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/47/6)
2. 上記報告書付録(A/HRC/47/6/Add.1)

討論: モーリタニア人権・人道行動・市民社会との関係コミッショナー、モーリタニア国内人権委員会議長、コートイヴォワール、キューバ、ジブティ、エジプト、エチオピア、インド、イラク、クウェート、リビア、マラウィ、マリ、モロッコ、ナミビア、Ensemble contre la peine de mort、マイノリティ権利グループ・インターナショナル、世界非殺害センター、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、子ども擁護インターナショナル、英国ヒューマニスト協会、国際ヒューマニスト倫理連合、人権アドヴォキッツ、平和のための Maat、開発人権協会、Coordination Nationale des Associations des Consommateurs

266 の勧告のうち、モーリタニアは 201 を支持し、65 に留意した

まとめ: モーリタニア人権・人道行動・市民社会との関係コミッショナー

理事会はモーリタニアの普遍的定期的レビューの成果を採択

#### セントキッツ・ネヴィスの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書:

1. セントキッツ・ネヴィスの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/47/7)
2. 上記報告書付録(A/HRC/47/7/Add.1)

討論: セントキッツ・ネヴィス外務・航空大臣、バルバドス、ボツワナ、ブラジル、キュー



ーバ、グアイアナ、インド、モロッコ、ネパール、ロシア連邦、チュニジア、国連人口基金、ヴェネズエラ、ヴェトナム、英連邦人権イニシヤティヴ、世界非殺害センター、人権アドヴォキッツ、人権監視機構、国連監視機構

165 の勧告のうち、セントキッツ・ネヴィスは 69 を支持し、96 に留意した

まとめ: セントキッツ・ネヴィス外務・航空省大臣

理事会はセントキッツ・ネヴィスの普遍的定期的レビューの成果を採択

## 7月8日(木)昼

議事項目 6(継続)

### オーストラリアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書:

1. オーストラリアの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/47/8)
2. 上記報告書付録(A/HRC/47/8/Add.1)

討論: ジュネーブ国連事務所オーストラリア代表部大使、オーストラリア人権委員会会長、マラウイ、マーシャル諸島、モロッコ、ナミビア、ネパール、ニュージーランド、国連難民高等弁務官事務所、韓国、ロシア連邦、シンガポール、中国、シリア、チュニジア、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、世界ユダヤ人会議、世界福音同盟、

Edmund Rice インターナショナル、Earthjustice, Fondazione Marista per la Solicanietà Internazionale ONLUS, CIVICUS---世界市民参画同盟、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、社会的被害者保護慈善機関、国際レズビアン・ゲイ協会

344 の勧告のうち、オーストラリアは 177 を支持し、167 に留意した

まとめ: ジュネーブ国連事務所オーストラリア代表部大使

理事会はオーストラリアの普遍的定期的レビューの成果を採択

### セントルシアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書:

1. セントルシアの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/47/9)
2. 上記報告書付録(A/HRC/47/9/Add.1)

討論: ニューヨーク国連事務所セントルシア代表部大使、ネパール、ロシア連邦、チュニジア、国連人口基金、ヴェネズエラ、ヴェトナム、バルバドス、ブラジル、キューバ、グアイアナ、インド、モロッコ、世界非殺害センター、人権アドヴォキッツ、人権監視機構、国連監視機構

156 の勧告のうち、セントルシアは 113 をと支持し、49 に留意した。3つの勧告には追加の明確化が提供された。

まとめ: ニューヨーク国連事務所セントルシア代表部大使

理事会は、セントルシアの普遍的定期的レビューの成果を採択

## ネパールの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書:

1. ネパールの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/47/10)
2. 上記報告書付録(A/HRC/47/10/Add.1)

討論: ジュネーブ国連事務所ネパール代表部大使、インド、インドネシア、イラク、モルディヴ、パキスタン、マラウイ、フィリピン、カタール、ロシア連邦、スリランカ、チュニジア、国連人口基金、ヴェネズエラ、性教育スウェーデン協会、路上で暮らす子どもためのコンソーシアム、世界福音同盟、全世界キリスト教徒連帯、アジア太平洋女性リソース調査センター(ARROW)、世界非殺害センター、IDPC コンソーシアム、アジア人権開発フォーラム、弁護士のための弁護士、世界ヴィジョン・インターナショナル

233 の勧告のうちネパールは 196 を支持し、37 に留意した

まとめ: ジュネーブ国連事務所ネパール代表部大使

理事会はネパールの普遍的定期的レビューの成果を採択

## 7月8日(木)午後

議事項目 6(継続)

## オマーンの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書:

1. オマーンの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/47/11)
2. 上記報告書付録(A/HRC/47/11/Add.1)

討論: オマーン外務省国際問題部部長、ネパール、パキスタン、フィリピン、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、スリランカ、スーダン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、国連人口基金、ヴェネズエラ、平和のための Maat、開発人権協会、世界非殺害センター、CIVICUS---世界市民参画同盟、Ingenieurs du Monde、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、イラク開発団体、アルサーラム財団

264 の勧告のうち、オマーンは 208 を支持し、49 に留意した。7つの勧告にはさらなる明確化が提供された

まとめ: オマーン外務省国際問題部部長

理事会はオマーンの普遍的定期的レビューの成果を採択

## オーストリアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書:

1. オーストリアの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/47/12)
2. 上記報告書付録(A/HRC/47/12/Add.1)

討論: ジュネーブ国連事務所オーストリア代表部大使、シエラレオネ、チュニジア、ヴェネズエラ、アフガニスタン、アルジェリア、オーストラリア、パルパドス、ベラルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、中国、キューバ、世界ユダヤ人会議、国際レズビアン・ゲイ

協会、世界福音同盟、人権と入国 Ma'onah 協会、アムネスティ・インターナショナル  
317 の勧告のうち、オーストリアは 236 を支持し、81 に留意した

まとめ: ジュネーブ国連事務所オーストリア代表部大使

理事会はオーストリア普遍的定期的レビューの成果を採択

#### ルワンダの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書:

1. ルワンダの普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/47/14)
2. 上記報告書付録(A/HRC/47/14/Add.1)

討論: ジュネーブ国連事務所ルワンダ代表部大使、ナミビア、ネパール、国連難民高等弁務官事務所、ロシア連邦、セネガル、シエラレオネ、チュニジア、英国、国連人口基金、ヴェネズエラ、ヴェトナム、ベルギー、ボツワナ、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、マイノリティ権利グループ、第 19 条---国際検閲禁止センター、人権アドヴォキッツ、CIVICUS---世界市民参画同盟、Elizka 救援財団、アムネスティ・インターナショナル  
284 の勧告のうち、ルワンダは 160 を支持し、124 に留意した。

まとめ: ジュネーブ国連事務所ルワンダ代表で大使

理事会はルワンダの普遍的定期的レビューの成果を採択

## 7月9日(金)午前

議事項目 6(継続)

#### ジョージアの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書:

1. ジョージアの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/47/15)
2. 上記報告書付録(A/HRC/47/15/Add. 1)

討論: ジョージア外務副大臣、モロッコ、ナミビア、ネパール、モルドヴァ共和国、ロシア連邦、チュニジア、国連ウィメン、アラブ首長国連邦、英国、国連人口基金、ヴェネズエラ、ヴェトナム、アフガニスタン、世界ユダヤ人会議、人権ハウス財団、人口開発アクション・カナダ、Ingenieurs du Monde、国際カトリック子どもビューロー、国際レズビアン・ゲイ協会

285 の勧告のうち、ジョージアは 257 を支持し、28 に留意した

まとめ: ジュネーブ国連事務所ジョージア代表部大使

理事会は、ジョージアの普遍的定期的レビューの成果を採択

#### サントメプリンシペの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書:

1. サントメプリンシペの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/47/16)

## 2. 上記報告書付録(A/HRC/47/16/Add.1)

討論: サントメプリンシペ法務・公共行政・人権大臣、ロトア連邦、セネガル、南アフリカ、スーダン、チュニジア、国連人口基金、ヴェネズエラ、ヴェトナム、ボツワナ、ブラジル、中国、コーティヴォワール、キューバ、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

161 の勧告のうち、サントメプリンシペは、148 を支持し、13 に留意した  
理事会は、サントメプリンシペの普遍的定期的レビューの成果を採択

### ナウルの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書:

#### 1. ナウルの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/47/17)

#### 2. 上記報告書付録(A/HRC/47/17/Add.1)

討論: ナウル司法・国境管理大臣、ヴェネズエラ、ヴェトナム、中国、キューバ、フィジー、インド、インドネシア、モロッコ、ネパール、ニュージーランド、ロシア連邦、チュニジア、ヴァヌアトゥ、世界ユダヤ人会議、世界非殺害センター、英連邦人権イニシヤティブ、国連監視機構

156 の勧告のうち、ナウルは 132 を支持し、24 に留意した

まとめ: ナウル司法国境管理大臣

理事会はナウルの普遍的定期的レビューの成果を採択

## 7月9日(金)昼

議事項目 10: 技術援助と能力開発

### ウクライナの人権状況に関する高等弁務官との意見交換対話

提出文書:

1. 2014 年から 2021 年までの東部ウクライナにおける武力紛争の状況での恣意的拘束、拷問、虐待に感化する高等弁務官事務所報告書 A/HRC/47/CRP.2)

2. クリミア自治共和国とウクライナのセヴァストポール市における人権状況に関する事務総長報告書(A/HRC/47/58)

報告書プレゼンテーション: Nada Al-Nashif 人権副高等弁務官

当該国ステートメント: ウクライナ

討論: アイスランド外務大臣(諸国グループを代表)、欧州連合、スロヴェニア、カナダ、ドイツ、リトアニア、オーストラリア、フィンランド、チェコ共和国、フランス、スイス、**日本**、エストニア、モンテネグロ、ノルウェー、モルドヴァ共和国、米国、スロヴァキア、デンマーク、ルーマニア、ラトヴィア、オーストリア、アイルランド、ベルギー、ジョージア、英国、トルコ、クロアチア、北マケドニア、ロシア連邦、ハンガリー、ポーランド、ブルガリア、アルバニア、ベラルーシ、オランダ、アゼルバイジャン、ウクライナ議会人権コミッショナー、国際和解フェロシップ、バプティスト世界同盟、告訴齋カトリック子

どもビューロー、人権ハウス財団、人権アドヴォキッツ、国際法律家委員会、国際ロシア  
同国人会議

まとめ: Nada AlNashif

議事進行異議申し立て: ウクライナ、ロシア連邦

中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家との意交換対話

アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家のステートメント: Yao Agbetse

当該国ステートメント: 中央アフリカ共和国

討論: ベルギー(諸国グループを代表)、アイスランド(諸国グループを代表)、国連子ども基  
金、ポルトガル、スペイン、フランス、チェコ共和国、アンゴラ、セネガル、中国、モロ  
ッコ、ヴェネズエラ、米国、エジプト、アイルランド、マリ、英国、モーリタニア、ニジ  
ェール、ロシア連邦、マラウイ、チャド、Ensemble contre la Peine de Mort、世界福音同  
盟、国際 ACAT(拷問廃止のためのキリスト教徒行動)連盟、Elizka 救援財団、全世界キリ  
スト教徒連帯、国際人種差別撤廃団体

まとめ Yao Agbetse

## 7月9日(金)午後

議事項目 7: パレスチナ及びその他の被占領のアラブ領土の人権状況

1967 年以來イスラエルに占領されているパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者と  
の意見交換対話

提出文書: 1967 年以來イスラエルに占領されているパレスチナ地域における人権状況に関  
する特別報告者報告書(A/HRC/47/57)

報告書プレゼンテーション Michelet Lynk 1967 年以來イスラエルに占領されているパレス  
チナ領土における人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: パレスチナ国(イスラエルは欠席)

討論: 欧州連合、エジプト(アラブ諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、バ  
ーレーン(湾岸協力会議を代表)、モーリタニア(アフリカ諸国を代表)、カタール、クウェ  
ート、リビア、ルクセンブルグ、バングラデシュ、アラブ首長国連連邦を代表、セネガル、  
バーレーン、キューバ、朝鮮民主人民共和国、イラク、シリア、中国、モルディヴ、モロ  
ッコ、レバノン、アルジェリア、イラン、ヴェネズエラ、エジプト、ヨルダン、サウディ  
アラビア、ボツワナ、ナミビア、マレーシア、南アフリカ、スリランカ、スーダン、アイ  
ルランド、パキスタン、東ティモール、トルコ、モーリタニア、ロシア連邦、ジブティ、  
チュニジア、イエーメン、チリ、パレスチナ独立人権委員会、Al-Haq 人に仕える法律、ノ  
ルウェー難民会議、世界ユダヤ人会議、欧州センター---Tiers Monde、NGO 調査機関、  
法的援助とカウンセリングのための女性センター、国連監視機構、世界対話と民主主義の  
推進のためのパレスチナ・イニシャティヴ、子ども擁護インターナショナル、カイロ人権  
学研究所、ヒューマン・ライツ・ナウ

まとめ: Michael Lynk

## 7月12日(月)午前

教育への権利を推進するための技術協力に関するパネル討論

基調ステートメント: Mahamane Cisse-Gouro 国連人権高等弁務官事務所現地活動技術協力  
担当事務官

司会者とパネリストのステートメント:

1. Rongvudhi Virabutr ジュネーブ国連事務所対代表部次席大使
2. Esi Sutherland Addy ガーナ元教育文化大臣、人権の分野での技術協力のための任意基金評議員会元議長
3. Stefania Giannini ユネスコ教育事務総長補
4. Fahad Al-Sulaiti 何よりも教育事務局長

討論: バーレーン(湾岸協力会議を代表)、フィンランド(諸国グループを代表)、ブルネイ・ダルサーラム(東南アジア諸国連合を代表)、アゼルバイジャン(非同盟安藤を代表)、カメーン(アフリカ諸国を代表)、バハマ(諸国グループを代表)、欧州連合、エジプト(アラブ諸国を代表)、ヴェネズエラ、シエラレオネ、コスタリカ、コーティヴォワール(ポルトガル語諸国を代表)、インドネシア、トーゴ、インド、ジョージア、フィリピン、カンボディア、国際フランス語圏団体、ヴァヌアトゥ、コロンビア、リビア、サウディアラビア、パキスタン、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、LDCs 国際団体

まとめ: Rongvudhi Virabutr, Esi Sutherland Addy

## 7月12日(月)昼

議事項目 9: 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

組織的人種主義に関する人権高等弁務官との意見交換対話

提出文書: 法律執行担当官による過度の武力の使用及びその他の人権侵害からのアフリカ人とアフリカ系の人々の人権と基本的自由の推進と保護に関する人権高等弁務官報告書 (A/HRC/47/53)

報告書プレゼンテーション: Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

討論: カメルーン(アフリカ諸国グループを代表)、デンマーク(諸国グループを代表)、パキスタンイスラム協力機構を代表)、エジプト(アラブ諸国を代表)、バーレーン(湾岸協力会議を代表)、欧州連合、中国(諸国グループを代表)、バハマ(カリブ海共同体を代表)、ドイツ、カナダ、パレスチナ国、オーストラリア、ポルトガル、ルクセンブルグ、バングラデシュ、国連子ども基金、エクアドル、フランス、インドネシア、セネガル、コスタリカ、ブラジル、トーゴ、シリア、キューバ、朝鮮民主人民共和国、イラク、中国、メキシコ、モロッコ、アルジェリア、国連人口基金、ヴェネズエラ、米国、エジプト、ケニア、サウ

ディアラビア、ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、ナイジェリア、英国、モーリタニア、国連ウイメン、ニジェール、ロシア連邦、ヴェトナム、フィリピン、ジブティ、マーシャル諸島、チュニジア、インドコロンビア、米州機構、イラン、アルメニア人擁護者事務所、Conectas Direotos Humanos、国際民主弁護士協会、アメリカ市民自由連合、国際人権サービス、人権監視機構、Associacao Brasileira de Gays、Lesbicas e Transgeneros、国際害悪削減協会、シーク人権グループ、Rencontre Adridaine pour la defense des droits de l'homme  
まとめ: Michelle Bachelet

議事進行異議申し立て: ウクライナ

答弁権行使: 日本、ウクライナ、ブラジル、アゼルバイジャン、朝鮮民主人民共和国、アルメニア

議事項目 10(継続)

ジョージアとの協力に関する高等弁務官との口頭による最新情報

ステートメント: Mahamane Cisse-Gouro 人権高等弁務官事務所現地活動と技術協力部担当官

当該国ステートメント: ジョージア

## 7月12日(月)午後

### 決議の採択

1. 人権理事会内の文書化を強化する(A/HRC/47/L.28/Rev.1)

提案国: エジプト、エスワティニ、インドネシア、イラク、マレーシア、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、セネガル、タイ、イエーメン

コンセンサスで決議を採択

2. ミャンマーのロヒンギャ・ムスリム及びその他のマイノリティの人権状況(A/HRC/47/L.11)

提案国: エクアドル、パキスタン(イスラム協力機構を代表)

コンセンサスで決議を採択

3. エリトリアの人権状況(A/HRC/47/L.14)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国

賛成 21 票、反対 13 票、棄権 13 票で決議和採択

票決結果: 賛成 21 票: アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ドイツ、イタリア、**日本**、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国

反対 13 票: バーレーン、ボリヴィア、カメルーン、中国、キューバ、エリトリア、インド、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、ソマリア、スーダン、ヴェネズエラ

棄権 13 票: バングラデシュ、ブルキナファソ、コーティヴォワール、ガボン、インドネシア、リビア、マラウイ、モーリタニア、ナミビア、ネパール、セネガル、トーゴ、ウズベキスタン

4. 市民社会のスペース: COVID-19: 回復への道と市民社会の基本的役割(A/HRC/47/L.1)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、**日本**、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ペーランド、ポルトガル、ルーマニア、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、チュニジア、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

5. 月経衛生管理、人権及びジェンダー平等(A/HRC/47/L.2)

提案国: カメルーン、フィジー、モナコ

コンセンサスで決議を採択

#### 決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

総会が、特に学校、職場、保健センター及び公共の施設での月経衛生管理のためを含め、適切な上下水道サービスへのアクセスの欠如が、ジェンダー平等、女性と女児のエンパワーメント、及び教育への権利及び到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利を含め、女性と女児のエンパワーメントと人権の享受に否定的影響を及ぼすことを認めている 2019 年 12 月 18 日の総会決議 74/141 を想起し、

2015 年 12 月 17 日の総会決議 70/169、2017 年 12 月 19 日の決議 22/178 及び 2019 年 12 月 18 日の決議 74/126、及び 2016 年 9 月 29 日の理事会決議 33/10、2018 年 9 月 27 日の決議 39/8 及び 2020 年 10 月 6 日の決議 45/8 を含め、人権と安全な飲用水と下水道及び月経衛生に関連する人権理事会と総会のすべての以前の決議も想起し、

「世界人権宣言」、「市民的・政治的権利国際規約」、「経済的・社会的・文化的権利国際



規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「国際人種差別撤廃条約」、「障害者の権利に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」及び「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する条約」には、女性と男性、女兒と男児による人権の同等な享受を保障する保証が含まれていることを念頭に置き、

開発への権利を含め、すべての人権は普遍的で、不可分で、相互に依存しており、相互に関連していることを再確認している「ウィーン宣言と行動計画」、「国際人口開発会議行動計画」及び「北京宣言と行動綱領」を想起し、

「女性囚人の扱いと女性犯人のための非拘束措置のための国連規則（「バンコック規則」）も想起し、

総会が、包括的で、広範囲の、人々を中心とした一連の普遍的で変革的な目標とターゲットを採択した「私たちの世界を変革する：持続可能な開発 2030 アジェンダ」と題する 2015 年 9 月 25 日の総会決議 70/1 を再確認し、誰もとり残さないという公約も再確認し、

総会が、2018 年から 2028 年までの期間を「持続可能な開発のための水、国際行動の 10 年」と宣言した 2016 年 12 月 21 日の総会決議 71/222 を想起し、

安全な飲用水と下水道への人権は、適切な生活への権利から出てくるものであり、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利と生命と人間の尊厳への権利に解き難く結びついていることも想起し、

到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利には、月経関連の保健問題や痛みを明らかにして治療する医療ケアと薬剤と月経衛生管理に関連する情報へのアクセスが含まれることに留意し、

月経衛生に関連する保健問題の逆効果と、この点での適切な情報と治療へのアクセスの欠如に懸念を表明し、

学校、職場、保健センターと公共の施設及び建物における特に月経衛生管理のための適切な上下水道サービスへのアクセスの欠如が、教育、保健、安全で健全な労働条件への権利と公的問題に参加する権利を含め、ジェンダー平等と女性と女兒の人権の享受に否定的影響を与えていることを深く懸念し、

女兒と女性の学校への出席と職業上の業績は、月経の否定的認識と差別と女兒と女性教員のニーズに応える学校と労働環境における上下水道と衛生施設のような安全な個人的な衛生を維持するための手段の欠如によって悪影響を受けることもあり、さらにこれがその教育と雇用のみならずその尊厳と福利に厳しいインパクトを与えることも認め、

公共・民間セクターのあらゆるレベルの意思決定における女性の参画を含め、あらゆる分野でのあらゆる女性の完全で、意味ある、効果的参画がその人権の完全実現と一国の完全で完璧な経済的・政治的・社会的・文化的開発の完全実現と世界的課題の永続的解決

の達成と平和の実現の基本であることも認め、

多数の女性と女兒、特に程度が複雑な差別に直面している障害を持つ女性と女兒及び脆弱な状況にある者が、有害な社会規範と固定観念に基づく差別に直面し続けており、安全に尊厳を持ってその月経衛生を管理することを難しくしていることに懸念を抱いて留意し、

適切でアクセスできる下水・衛生施設の欠如が、子ども結婚、早期・強制結婚のみならず、性暴力とハラスメントを含めた暴力に対する女性と女兒の脆弱性を高めるを深く懸念し、

月経をめぐる沈黙、汚名、誤解、タブー、月経衛生に関連する健康問題を明らかにし、治療するための月経衛生用品または医療ケアと薬剤への適切なアクセスの欠如、月経衛生管理に関する適切な情報と教育の不在が、女性と女兒の尊厳、権利、福利を損ない、従って、ジェンダー平等の達成に対する障害となつてすることに配慮し、

コロナウィルス病(COVID-19)の流行とその結果としての社会的孤立とその経済的・社会的・保健上のインパクトが、特に障害を持つ女性と女兒にとって、月経衛生管理に対する既存の課題をさらに悪化させていることを強調し、

使用された月経衛生管理製品の管理がしばしば無視され、不適切で危険な処分慣行という結果となり、不衛生な生活条件と環境悪化並びに保健上の危険につながることに留意し、

女性性器切除を含めたすべての有害な慣行は、女兒に対して行われる時、その健康と成長に特に有害な結果を及ぼし、月経衛生管理に特別な課題を呈すことを認め、この点で、あらゆる形態の暴力を受けない女兒の権利を保証する必要性を想起し、

核心となる国際人権条約のどれも明確に直接的に月経衛生の問題を扱っていないことに留意し、特に条約監視機関と人権理事会の特別手続きを含め国連人権システム内の関連機関とメカニズムによって払われた努力にもかかわらず、この問題が継続して、政策、調査、プログラム形成及び資金の配分において限られた注意しか受けていないことを残念に思い、

国家には、月経衛生に関連するものを含めたすべての人権の完全実現を保障する主たる責任があり、国内的に、特に経済的で技術的な国際援助と協力を通して、利用できる資金を最大限に活用し、特に関連する法的措置の採用を通して、あらゆる適切な手段により、月経衛生のニーズに完全に対応するために手段を取らなければならないことを強調し、

月経衛生管理に関連するものを含め、経済的・社会的・文化的権利の侵害に対する効果的な救済策、及びこの点で、個人または個人に代わってまたは個人の集団によって開始された手続きを含め、司法・非司法及びその他の適切な救済策、そのような権利の侵害を避けるための適切な手続きの重要性を強調し、

1. 以下の措置を取ることを含め、女性と女兒に、選択的で効果的な月経衛生管理のため

の適切な施設、情報、製品へのアクセスがあることを保障するよう各国に要請する：

(a)女性と女兒、特に脆弱な状況にある者が、料金が手ごろで、安全で、清潔な水、適切な下水道、衛生及び安全で文化的に配慮された環境に優しい衛生パッドのような、月経衛生製品の選択を含め、石鹸での洗濯施設への公正なアクセスがあることを保障すること。

(b)衛生パッドを含め、月経衛生管理製品の消費税を撤廃または減額し、経済的に脆弱な状況にある女性と女兒に支援を提供すること。

(c)人道の場を含め、農山漁村または遠隔地域での衛生パッド及びその他の月経衛生製品の配達のための安全で効率的な輸送インフラと手段を開発し、これら地域での月経衛生についての情報へのアクセスを高めるために国々の間または内部でのデジタル格差を減らすこと。

(d)障害を持つ者を含めた女性と女兒が、使用済みの月経衛生管理製品の料金が手ごろでアクセスできる処分の選択肢を含め、公共と民間のスペースで、別個の適切な基本的な下水施設へのアクセスがあることを保障すること。

(e)障害を持つ女性と女兒及び脆弱な状況にある者が、月経衛生に関連する健康問題を防止し、明らかにし、治療するための医療ケアと薬剤への無料のアクセスがあることを保障すること。

(f)月経が健全で自然なものであると認められる文化を育成し、男性と男児もすべての教育イニシャティヴに含まれることを保障するために、女性と女兒は月経中は孤立するとか、黒い制服を着るといった要件のように、月経と月経衛生を取り巻く汚名、恥、固定観念、否定的な社会規範と取り組む宣伝・意識啓発キャンペーンを行うこと。

(g)上下水道・衛生プログラムと緊急事態への備えと対応プログラム形成を含め、関連国内政策に月経衛生管理を統合し、家庭内や学校外の場を含め、月経衛生管理に関する適切でアクセスできる情報と教育への女性と女兒のアクセスを推進すること。

(h)人権条約機関と普遍的定期的レビューの作業部会への関連定期報告書並びに既存の地域及びその他の人権見直しプロセスの状況に、適宜、遂げられた進歩と月経衛生管理に悪影響を及ぼす課題に関する情報を含めること。

2. 農山漁村地域と非正規のセトルメント、国内避難民のセトルメント、難民キャンプ及び移動者のシェルターを含め、特に人道緊急事態中に、すべての女性と女兒のための月経衛生管理のみならず安全で料金が手ごろな上下水道へのアクセスを含め、インフラと公共サービス、安全で料金が手ごろな輸送へのアクセスを保障するよう各国に要請する。

3. 国際人権法の関連規定の下での国家の責務の実施に対処するために、各国、市民社会団体、国連機関、女性と女兒及びその他の関連ステイクホルダーを招待して、第50回会期に、月経衛生管理、人権及びジェンダー平等に関するパネル討論会を開催し、この点

での課題と好事例を討議することを決定し、パネル討論に関かる概要報告書を準備し、第3回会期にそれを人権理事会に提出するよう国連人権高等弁務官に要請する。

#### 6. すべての女兒による教育への権利の平等な享受の実現(A/HRC/47/L.3)

提案国: アルバニア、アルジェリア、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ、イエーメン  
コンセンサスで決議を採択

#### 決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の原則と目的に導かれ、

特に「世界人権宣言」及び「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」及び「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を含めたその他の関連国連人権条約に書かれている教育への万人の人権を再確認し、

すべての関連人権理事会決議、特に、2016年7月1日の決議12/20及び2017年6月22日の決議35/22を想起し、

ジェンダー平等と教育への権利が「ウィーン宣言と行動計画」、「国際人口開発会議行動計画」、「北京宣言と行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書で認められてきたことも想起し、

誰も取り残さないことを保障するために、総会が、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成する必要性に対処し、「2030アジェンダ」の実施において、ジェンダーの視点の組織的主流化が極めて重要であると述べた「私たちの世界を変革する：持続可能な開発2030アジェンダ」と題する2015年9月25日の総会決議70/1を再確認し、

万人の教育への権利の完全実現は、持続可能な開発を達成するための基本条件であり、この点で、教育におけるジェンダー格差を撤廃するその公約を強調して、包摂的で質の高い教育を保障し、万人のために生涯学習機会を推進することに関する「持続可能な開発目標4」とジェンダー平等の達成とすべての女性と女兒をエンパワーすることに関する「目標5」を含め、「持続可能な開発2030アジェンダ」を効果的に実施するよう各国を奨励し、

初等教育の準備ができるように、すべての子どもが教育への権利を享受し、質の高い早期子ども発達、ケア、就学前教育への平等なアクセスを保障されることを保障する必要性、2030年までに教育におけるジェンダー格差を撤廃する必要性、及び子どもに重点を置いた、障害とジェンダーに配慮した教育施設を建設し、格上げし、安全で、非暴力的で、包摂的で、アクセスできる効果的な万人のための学習環境を提供する必要性を想起し、

2015年5月19日から22日まで韓国仁川で開催された「世界教育フォーラム2015」で採択された「仁川宣言:教育2030年---万人のための包摂的で、公正で、質の高い教育と生涯学習に向けて」も想起し、

それぞれのマנדート内で、国連システムのすべての関連機関、団体、メカニズム、特に国連子ども基金と国連教育科学文化機関、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウイメン)、国連人口基金及び国連人権高等弁務官事務所によって行われた作業並びにすべての女児の教育への権利の完全で平等な享受を推進する団体と市民社会の努力に感謝と共に留意し、

教育への権利は、すべての女性と女児が、公的問題の実行、並びに経済的・社会的・文化的生活に参画する権利を含め、その人権を主張し、社会を形成する意思決定プロセスに完全で、平等で、意味ある参画をするためのエンパワーメントとすべての女児のための教育の変革的可能性を支援する増幅する権利であることを認め、

いかなる種類の差別もなくすべての子どもの教育への平等な権利を再確認し、女児が直面する重複し重なり合う形態の差別の継続を懸念し、

女性と女児の役割についてのジェンダー固定観念が、少なくとも12年の質の高い教育への女児の平等なアクセスに対する障害の多くを支えており、固定観念は、学校のカリキュラムや教材においても永続化していることを認め、

コロナウィルス病(COVID-19)の流行が、すべての子どもの教育への平等な権利と推定1,100万人の女児が学校に戻ってこないのも、すべての女児の教育への権利の平等な享受の実現に与える広範な否定的インパクトを深く懸念し、

大量の学校閉鎖とCOVID-19の流行前に小学校に就学していなかった推定5,800万人の子ども---その約54%が女児---も深く懸念し、

COVID-19の流行が、すべての女性と女児の経済的・社会的状況と彼女たちの教育へのアクセスに与える不相応なインパクトとロックダウン中のドメスティック・ヴァイオレンスを含めた性暴力とジェンダーに基づく暴力及びデジタルの状況での暴力とセクハラの高まる増加が、すでに存在している不平等と危険を深め、最近の数十年で、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成する際に遂げられた進歩を逆転させていることをさらに深く懸念し、

質の高い教育へのアクセスを提供する際の進歩にもかかわらず、農山漁村の女児は、都

会の男児よりも教育から排除されたままである可能性が未だにより高く、教育への権利の女児の平等な享受に対するジェンダーに特化した障害の中に、貧困の女性化、女児が行う子ども労働、子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除、早期の繰り返される妊娠、学校の行きかえりと技術が仲介する環境でのジェンダーに基づく暴力、虐待、ハラスメント、女児が行う無償のケア労働と家事労働の不相応な割合、男児の教育よりも女の完全性の教育に少ない価値を置くように家庭と地域社会を導くジェンダー固定観念と否定的な社会規範があり、両親が女児が登校することを認める決定に影響を及ぼすかも知れないことを認め、

人身取引の被害者であった者、武力紛争と人道緊急事態の悪影響を受けた者を含め、何百万人もの女児が子ども労働とその最悪の形態にかかわっており、無国籍または出生登録のない子どもたちが、人身取引と子ども労働に対して脆弱であり、大勢の子どもたちが、彼らから幼年時代を奪い、教育への権利と将来のディーセントな雇用機会の完全享受を妨げる無償のケア労働と家事労働に経済活動を結び付けなければならない二重の重荷に直面していることに懸念と共に留意し、この点で、女児の無償のケア労働と家事労働の不相応な割合を認め、減らし、再配分する必要性に留意し、

教育へのアクセスを提供する際の進歩にもかかわらず、女児は男児よりも初等・中等教育から排除されたままになる可能性がより高いことにも懸念と共に留意し、女児の学校への出席が、月経についての否定的な認識と女児のニーズに応える学校での上下水道・衛生施設のような安全な個人の衛生を維持する手段の欠如によって悪影響を受けることもあることを認め、

特に学校での月経管理のためを含め、適切な上下水道サービスへのアクセスの欠如が、教育と到達できる最高の水準の身体的・精神的健康への権利を含め、ジェンダー平等と女性と女児の人権の享受に否定的影響を及ぼし、月経と月経衛生をめぐる広がった沈黙と汚名が、女性と女児がしばしばこれについての基本的情報と教育を欠いており、排除され汚名を着せられ、少なくとも12年の質の高い教育へのアクセスを含め、その完全な可能性を実現することを妨げられていることを深く懸念し、

人道危機と武力紛争が、子どもたち、特に女児と障害を持つ女児から教育へのアクセスを奪っており、これがCOVID-19の流行によってさらに悪化し、この状況で女児が男児の2.5倍学校をやめる可能性があるという結果となっていることも深く懸念し、

教育施設そのものと、その生徒と職員へのテロリストの攻撃を含め、女児の登校中のすべての攻撃のみならず、学校に通っているまたは通いたいと思っているために女児が攻撃され、誘拐されることを嘆かわしく思い、そのような攻撃が、特に女児の教育への権利の漸進的実現と学校の安全を保障する機能的で安全な環境を提供する国家の責務に与える否定的インパクトを強く認め、

COVID-19 流行のインパクトが、脆弱な状況にある人々に不相応な悪影響を及ぼし、周縁化された女兒が、学校に戻らない危険が高いことに留意し、

議員、国内人権機関、NGO、女性の権利団体、宗教行為者と団体、及び青年団体を含めた市民社会のすべての女兒による教育への権利の平等な享受を保障することへの貢献が極めて重要であることを強調し、

教育への権利に完全な効果を与え、いかなる差別もなくこの権利が認められ、行使されることを保証することを決意し、

1. COVID-19 の流行が何十年もの進歩を逆転させ、教育への権利の平等な享受の実現においてすべての女兒が直面している障害をさらなる悪化させる危険があることを認め、この点で、危機が終わった後でさえ、思春期の女子が学校から落ちこぼれ、学校に戻ってこない特別な危険にさらされていることを、過去の疫病からの証拠が示していることを示す、事務総長、国連教育科学文化機関、国連子ども基金及びその他の国連機関と団体による声明に留意する。

2. 国際人権法に書かれている教育への権利は、特に女兒にとって、多くのその他の人権の実現を可能にする手助けができる。

3. すべての女兒による教育への権利の平等な享受の実現は、「持続可能な開発目標」、特にすべての女兒の社会への完全で平等で意味ある参画に向けた「目標 4 と 5」の達成と、誰も取り残さないために極めて重要である。

4. 適宜、正規の教育を受けたことがない者のための補習、非正規、識字教育を含め、COVID-19 の回復努力において、すべての女兒のための少なくとも 12 年の質の高い教育を保障すること、女兒を学校に引き留めておくための特別な十分に資金を与えられたイニシアティブを保障すること及び初等後の教育全体を通して学校に戻ることを保障することにさらなる重点を置き、女兒のためのスキルと起業訓練へのアクセスを推進するよう各国に要請する。

5. すべての国々に以下を要請する:

(a) すべての女兒が教育への権利の平等な享受を完全に実現し、教育への権利の女兒の平等な享受を妨げる法的・行政的・財政的・構造的・物理的・通信の・社会的・文化的障害を撤廃し、特に政策措置、プログラム、資金の配分を立案する時、あらゆるレベルの教育での女兒と男児の入学における非差別を保障すること。

(b) 差別法、政策、慣行、慣習、伝統または宗教的配慮、財政的障害、学校の行き帰りと学校環境での性暴力とハラスメントを含めた暴力、最悪の形態の子ども労働、早期妊娠、女性性器切除のような有害な慣行、ジェンダー固定観念、子ども結婚、早期・強制結婚を含め、国際人権責務に従って、すべての女兒の教育への権利に否定的影響を及ぼす法律、政策、慣行を適宜見直し、廃止し、撤廃すること。

(c)定期的な学校カリキュラム、教科書、プログラム、教授法の見直しと改訂、義務的な学校のカリキュラムの一部として、ジェンダー平等と非差別に関するものを含めた人権教育の包摂を通して、すべての教育プロセス、慣行及び教材からジェンダー固定観念を撤廃し、すべての女兒が非伝統的な学習分野を自由に選択するよう奨励されることを保障すること。

(d)学校ですべての女兒に水道と安全で別個の質の高い下水施設への適切なアクセスを提供し、月経が健全で自然なものとして認められ、女兒がこれをもとに汚名を着せられない文化を育成するために、市民社会及びその他の関連行為者との協働で、適切な衛生行為と教育・保健慣行を推進し、この問題をめぐる否定的な社会規範に対処し、女兒の学校への出席が月経の否定的な認識と女兒のニーズに応える学校での上下水道と衛生施設のような安全な個人の衛生を維持する手段の欠如の悪影響を受けることもあることを認めること。

6. 各国に以下を要請する:

(a)COVID-19 流行の直接的余波で学校に戻ることができるようにするために、適宜、障害を撤廃し、流行病中も継続する教育を推進する適切な措置を実施することにより、少なくとも 12 年の質の高い教育を提供することにより、女兒の教育への権利の漸進的実現を推進すること。

(b)女兒に対する学校関連のあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃する努力を強化し、このような行為に対して責任ある者に説明責任を持たせること。

(c)女兒、既婚または妊娠している思春期の女子と若い母親並びにシングル・マザーが、その教育を継続し修了することを保障し、この点で、彼女たちに性と生殖に関する健康ケア・サービス並びに社会サービスと心理社会支援へのアクセスを提供して、彼女たちが学校にとどまり、学校に戻ることができるように教育政策を立案し、実施し、適宜改訂すること。

7. 自尊心と情報を得た意思決定、コミュニケーション、危険削減スキルを築くことができ、子ども結婚、早期・強制結婚をなくすことに貢献するために、若者、両親、法的後見人、ケア提供者、教育者、保健ケア提供者との完全なパートナーシップで、尊重し合う関係を築くために、学校の内外にいる思春期の女子と男子、若い女性と男性に、その発達する能力に従って、性と生殖に関する健康、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、人権、身体的・心理的・思春期の発達、男女間の力関係に関する情報を提供する科学的に正確で、年齢にふさわしい、文化的状況に関連した包括的な教育を通して、自分の生活、雇用、経済機会及び健康について情報を得た決定をするよう、子ども結婚、早期・強制結婚をさせられた若い女性と女兒をエンパワーする、正規の教育を受けたことがなく、特に結婚、妊娠、出産のために早くから学校を辞めまたは辞めざるを得なかった者のための補習・識字教育を含めた、再入学政策と職業訓練と技術開発に関する無料の質の高い初等・中等教育を特に強調することを通して、教育への平等なアクセスへの女性と女兒の権利を



推進し保護するようにも各国に要請する。

8. すべての女性と女児の権利に関するカリキュラムを教員訓練コースに統合することを通して、ジェンダーに基づく差別の根本原因を含めたトピックに関して男性と男児をかかわらせ、教育、地域社会、メディア及びオンラインで、長期的な意識啓発イニシアティブを推進するよう各国に要請する。

9. 教育制度の変革、教育プログラムへのジェンダーの視点の主流化、インフラ開発及び教員訓練を必要とするかもしれない包摂的で、公正で、質の高い教育への平等なアクセスを保障するよう国家に要請し、この点で、周縁化されまたは脆弱な状況にある者を含めたすべての女児が機会均等と非差別に基づいて教育への権利を享受することを保障するために、適切な資金提供を通して、質の高い教育に投資するよう各国に要請する。

10. COVID-19 の回復努力の中で、企画、予算編成、実施、監視、報告の際に、教育制度内にジェンダー配慮と障害の包摂を推進し、性別・障害別データを収集し、すべての女児と女性のエンパワーメントを支援する教育プログラムと政策に関する知識と経験を分かち合うようにも各国に要請する。

11. 科学・技術・工学・数学及び ICT の基本的なデジタルの流暢さから高度な技術スキルに至るまで教育と訓練機会の範囲を拡大することにより、技術開発と技術・職業教育と訓練への女児のアクセスを支援し、COVID-19 の流行中の特に学校の大量閉鎖中に女児をさらに取り残さないために、オンラインのスペースへの女児の平等で安全なアクセスに対する障害に対処して、デジタル・ジェンダー格差を埋めるよう各国を奨励する。

12. 「国連女児教育イニシアティブ」、「学校に通っていない子どもたちのイニシアティブ」、「教育のための世界パートナーシップ」及び「子ども結婚をなくすための行動を促進するための国連人口基金と国連子ども基金の世界プログラム」のような国内・地域・国際イニシアティブを適宜規模拡大し、強化することにより、無料の、公正な、包摂的で質の高い早期幼児教育、初等・中等教育へのすべての女児の平等な機会を提供するために、投資と国際協力を強化し、すべての教育提供者が資格を与えられ、適切に訓練されることを保障し、教育への権利を含め、人権を相当に尊重する適切な行動を取りつつ、公共の資金と民間の資金をつなぎ合わせるモデルに基づく追加の革新的メカニズムを探求するようにも国々を奨励する。

13. COVID-19 からの世界的な教育の回復において中心的役割を果たす、2021 年 7 月の「世界教育サミット」での「世界教育パートナーシップ」への任意の寄付の増額のみならず、国が主導する国内教育計画を支援して適切な財政的・技術的資金を配分するようさらに各国を奨励する。

14. 特に教育におけるあらゆる形態の差別と固定観念を効果的に撤廃する目的で、女児の教育に関連する問題における国家の努力を補う国際協力を奨励し、この点での国連シス

テムの努力を支援する。

15. 教育へのアクセス、特に普遍的な初等教育へのアクセス、青年の識字におけるジェンダー格差、学校に通っていない子どもの数及びその他に関するジェンダー統計とデータの収集、分析、普及を改善するための国内・地域・国際レベルでの基準と方法論を開発し、高め続けることの重要性を再確認する。

16. 教育への権利をさらに推進し、国連システムの事業活動において、適宜すべての女兒が少なくとも 12 年の質の高い教育へのアクセスがあることを保障する目的で、女兒の教育の目標を追求する国連子ども基金、国連教育科学文化機関、国連ウィメン、教育への権利に関する特別報告者及びその他のパートナーの間の対話を強化することの重要性も再確認する。

17. それぞれのマンデートを実行し、報告する際に、すべての女兒による教育への権利の平等な享受を実現することに必要な注意を払い、実際的で効率的な手段を通してその実現に向けて集団的に活動するよう国連人権高等弁務官事務所と関連特別手続きマンデート保持者を奨励する。

18. 各国と国連機関、特に国連教育科学文化機関、国連子ども基金、世界保健機関、国連ウィメン、人権理事会の特別手続き、条約機関、市民社会団体、その他のステイクホルダーと相談して、女兒が直面する最も重要な課題と障害を強調し、勧告を提供する、すべての女兒の教育への権利の平等な享受に与える COVID-19 流行のインパクトに関する報告書を第 50 回会期で人権理事会に提出するために準備し、第 49 回会期でそれについての口頭による最新情報を提供するよう国連人権高等弁務官に要請する。

19. この問題に関わり続けることを決定する。

#### 7. 教育への権利(A/HRC/47/L.4/Rev.1)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ・メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ネパール、オランダ、北マケドニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、ソマリア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、ウクライナ、米国、ウルグアイ  
コンセンサスで決議を採択

#### 8. 占領が人権の享受に与える否定的インパクト(A/HRC/47/L.5)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロ

ス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エチオピア、フィジー、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、北マケドニア、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、スロヴァキア。スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、米国、イエーメン  
コンセンサスで決議を採択

#### 9. 魔術及び儀式攻撃の非難に関連する有害な慣行の撤廃(A/HRC/47/L.9)

提案国: カメルーン(アフリカ諸国グループを代表)

コンセンサスで決議を採択

#### 10. 人権の分野での国際協力の強化 (A/HRC/47/L.10/Rev.1)

提案国: アゼルバイジャン、パレスチナ国

賛成 30 票、反対 14 票、棄権 3 票で決議を採択

票決結果: 賛成 30 票: アルゼンチン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、フィジー、ガボン、インド、インドネシア、リビア、マラウイ、マーシャル諸島、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 14 票: アルメニア、オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、**日本**、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国

棄権 3 票: ブラジル、メキシコ、ウルグアイ

#### 11. 人権と国際連帯(A/HRC/47/L.16)

提案国: ベラルーシ、ボリヴィア民族国家、キューバ、エジプト、ナミビア、フィリピン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエーメン

賛成 32 票、反対 4 票、棄権票で決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルゼンチン、アルメニア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、フィジー、ガボン、インド、インドネシア、リビア、マラウイ、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、セネガル、ソマリア、トーゴ、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 4 票: オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、**日本**、マーシャル諸島、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国

棄権 1 票: メキシコ

#### 12. すべての人権の享受への開発の貢献(A/HRC/47/L.24)

提案国: ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、中国、キューバ、朝鮮民主人民共和国、エ

ジプト、ラオ人民民主主義共和国、ネパール、パキスタン、フィリピン、セネガル、スリランカ、シリア・アラブ共和国、タイ、ヴェネズエラ・ボリヴィアリアン共和国

賛成 31 票、反対 14 票、棄権 2 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 31 票: アルゼンチン、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、フィジー、ガボン、インド、インドネシア、リビア、マラウイ、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、ネパール、パキスタン。フィリピン、ロシア連邦、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 14 票: オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、**日本**、マーシャル諸島、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国

棄権 2 票: アルメニア、バハマ

### 13. 移動者の人権(A/HRC/47/L.26)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、ボリヴィア多民族国家、カナダ、コスタリカ、エクアドル、フィジー、フィンランド、ドイツ、グアテマラ、アイルランド、ルクセンブルグ、メキシコ、モナコ、ネパール、バラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、スウェーデン、トルコ、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

## 7月13日(火)午前

決議の採択(継続)

### 14. エチオピアのティグレイの人権状況(A/HRC/47/L.20/Rev.1)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク。エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ホーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、米国

賛成 20 票、反対 14 票、棄権 13 票で決議を採択

票決結果: 賛成 20 票: アルゼンチン、オーストリア、バハマ、ブラジル、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ドイツ、イタリア、**日本**、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ポーランド、韓国、ウクナ、英国、ウルグアイ

反対 14 票: ボリヴィア、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、インド、ナミビア、フィリピン、ロシア連邦、ソマリア、トーゴ、ヴェネズエラ

棄権 13 票: アルメニア、バーレーン、バングラデシュ、ガボン、インドネシア、リビア、

マラウイ、モーリタニア、ネパール、パキスタン、セネガル、スーダン、ウズベキスタン  
決議採択に先立ち、理事会は16の修正案、つまり、L.30, L.31, L.32, L.66, L.68, L.69, L.70,  
L.71, L.72, L.73, L.74, L.75, L.76, L.77, L.78, L.79 を否決

#### 15. HIV とエイズの状況での人権(A/HRC/47/L.15)

提案国: ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロ  
ンビア、クロアチア、キプロス、チェキア、エクアドル、ジョージア、ギリシャ、アイルラ  
ンド、ラトヴィア、マルタ、モナコ、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、北マケド  
ニア、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニア、タイ

賛成 42 票、反対 0 票、棄権 5 票で決議を採択

票決結果: 賛成 42 票: アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、バングラデシ  
ュ、ボリヴィア、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、コートイヴォワ  
ール、キューバ、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ドイツ、インド、イ  
ンドネシア、イタリア、**日本**、マラウイ、マーシャル諸島、モーリタニア、メキシコ、ナ  
ミビア、ネパール、オランダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、韓国、セネガル、  
ソマリア、スーダン、トーゴ、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネ  
ズエラ

反対 0 票

棄権 5 票: 中国、エリトリア、ガボン、リビア、ロシア連邦

採択に先立って、理事会は修正案 L.33, L.34, L.35, L.36, L.37, L.38, L.39, L.40, L.41 及  
び.42 を否決

#### 16. 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の促進: 障害を持つ女性と女兒 に対するあらゆる形態の暴力の防止と対応(A/HRC/47/L.18/Rev.1)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、  
ベルギー、ペリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、  
チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エスト  
ニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、アイスランド、アイ  
ルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルク  
センブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、  
北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、ルーマニア、  
サンマリノ、セルビア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、  
ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

#### 決議内容:

人権理事会は、

すべての人権と基本的自由を尊重し、保護し、成就するすべての国々の責務を再確認し、  
「国連憲章」、「世界人権宣言」、「市民的・政治的権利国際規約」、「経済的・社会的・文化

的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」及び「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」も再確認し、

「ウィーン宣言と行動計画」、「女性に対する暴力撤廃宣言」、「北京宣言と行動綱領」、「国際人口開発会議行動計画」及びこれらの見直し会議の成果文書及び「先住民族の権利に関する国連宣言」も再確認し、

人権理事会、人権委員会、総会及び安全保障理事会のすべての関連決議、及びあらゆる形態の女性と女兒に対する暴力が防止され、非難され、撤廃されなければならない、人権侵害に対して女性と女兒の司法と説明責任へのアクセスが保障されなければならないことを確認している CSW の関連決議と合意結論を想起し、

「持続可能な開発目標 5」、特にターゲット 5.2 と 5.3 に含まれている人身取引と性的搾取及びその他の搾取を含め、公的・私的領域でのすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する公約、及び「持続可能な開発目標 16」に含まれている持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を推進し、万人に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルで効果的で、説明責任のある、包摂的な制度を構築するという公約も想起し、誰も取り残さないという公約を考慮に入れ、

女性と女兒に対する暴力を防止し、対応し、撤廃する際に地域の条約、文書、宣言が果たす重要な役割を認め、

女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者と障害者の権利に関する特別報告者の作業を歓迎し、報告書に感謝と共に留意し、

世界中での異なった形態と表れでの、障害を持つ女性と女兒を含めた女性と女兒に対する暴力の継続する広がり深い懸念を表明し、女性と女兒に対する暴力がその人権を侵害し、虐待し、損ない、従って完全に受け入れがたいことを再び強調し、

「女性と女兒に対する暴力」は、デジタルの状況と仕事の世界を含め、公的領域で起ころうとも、私的領域で起ころうとも、そのような行為の脅し、強制または恣意的自由の剥奪を含め、女性と女兒に対する身体的・性的・心理的・社会的・経済的害悪または苦しみという結果となるまたは結果となる可能性のあるすべてのジェンダーに基づく暴力を意味することを強調し、

女性と女兒に対する暴力は、男女間の不平等な力関係とジェンダー固定観念に根がある女性と女兒に対する歴史的で構造的なジェンダー不平等と差別の世界的現象であり表れであり、子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除、強制不妊手術、強制中絶と強制避妊のような有害な慣行を含め、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と紛争関連の性暴力及び排外主義を動機とする暴力が、すべての女性と女兒による人権と基本的自由の行使と完全享受を無にすることを認め、

障害を持つ女性と女兒が、家庭内、家族内、地域社会内、仕事の世界内、学校内、デジタルの状況内、施設内を含め、公的・私的領域で、重複し、重なり合う形態の差別と暴力を受けていることを深く懸念し、彼女たちに対するあらゆる形態の暴力と差別に対処する緊急の必要性を強調し、

障害を持つ女性と女兒が、非人間化し、幼児化し、物とみなし、排除し、孤立化する固定観念に基づいた暴力の高い危険に直面していることも深く懸念し、

高齢女性が年を取っているのでより頻繁に障害を経験し、年齢差別が、身体的暴力、心理的・言葉の上での・財政的虐待、社会的孤立と排除を含め、障害を持つ高齢女性が直面する暴力の高い危険を助長していることを認め、

アフリカ系・アジア系の障害を持つ女性と女兒を含め、マイノリティに属している障害を持つ女性と女兒が、特にその人種・民族性、ジェンダーと障害が結びついた状態のために、重複し、重なり合う形態の差別と暴力を受けていることも認め、

障害を持つ先住民族の女性と女兒、農山漁村と遠隔地域の地域社会で暮らしている者と移動者である者が直面している程度の高い暴力を特に非難し、他と同等に司法と支援サービスへのアクセスを保障する必要性を認め、

あらゆるレベルで努力を強化し、障害者とその団体及び障害者が主導する団体、変革の担い手としての女性と女兒と並んで男性と男児を含めたすべてのステイクホルダーと関わり、ジェンダー不平等、身障者差別と年齢差別と汚名、社会経済的不平等、そのような暴力の底辺にありこれを永続化する否定的な社会規範、態度、行為に対処する必要性を含め、オンラインとオフラインの公的・私的領域での女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力を防止し、撤廃する必要性を繰り返し述べ、

社会政策、生涯教育、保健及び国際労働基準と社会保護、持続可能な開発と人道援助からの排除から生じる貧困、差別、周縁化が障害を持つ女性と女兒を高い暴力の危険にさらすこともあることを認め、

障害者が、特に離別、遺棄、ドメスティック・ヴァイオレンス、高齢者虐待と子ども虐待によって牽引されることもある無宿の悪影響を不相応に受けており、無宿がその状況で障害を持つ女性と女兒を施設入所と暴力の高い危険にさらすこともあることを懸念し、

障害を持つ女性と女兒が、司法制度についてアクセスできる情報の欠如、他と同等に、障害を持つ女性と女兒の司法と救済策への効果的アクセスを保障する手続き上の適応性の欠如を含め、暴力を通報する際に障害を持つ女性と女兒が障害に直面していることを認め、

他と同等に法的能力を行使する際に障害者を妨げ、適切な支援を提供できない法律と慣行の否定的インパクト、これが平等と非差別の享受に否定的インパクトを与え、場合によっては、他と同等に司法に効果的にアクセスする権利を否定し、現実のまたは想定される障害を根拠に強制的な施設入所を認めることについて深く懸念し、

強制的な施設入所は、障害を根拠に女性と女兒から自由を奪う暴力の一形態であり、そのような状況では、彼女たちは、身体的・心理的・性的及びジェンダーに基づく暴力を含め、さらなる侵害と虐待の高い危険に直面することに懸念を表明し、

心理社会的または知的障害を持つ女性と女兒、特に精神衛生サービスを利用している者、または施設の中で暮らしている者が、障害に関連する差別、固定観念化及び汚名のために障害に基づいて暴力、虐待、自由の剥奪の高い危険に直面していることを認め、年齢とジェンダーに対応したサヴァイヴァーを中心とした精神衛生、心理支援、地域社会サービスに時宜を得たアクセスを保障するすべての適切な措置を取る必要性を強調し、

障害を持つ女性と女兒、特に高齢女性は、以前から存在している不平等と組織的な差別、汚名、暴力と排除、破壊した社会保護サービスと援助、ケア提供者への依存の増加、失業、貧困及び性暴力とジェンダーに基づく暴力、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力、デジタルの状況での暴力及び施設の中で加えられる暴力、虐待、ネグレクトを含め、適切な住居、教育、司法及び基本的な保健ケア・サービスへの限られたアクセスによって悪化してきたコロナウィル病(COVID-19)の流行の影響を不相応に受けていることも認め、障害者が、適切に立案された個人の防護装置、薬剤、ワクチン、医療装置、雇用、教育、公衆衛生情報及び保健ケア・サービスにアクセスする際の障害と差別に直面するのみならず、対応・回復・再建段階を含め、同じ条件と課題を経験し続けるかも知れないことをさらに認め、

武力紛争、人道緊急事態、自然災害の発生の状況を含め、特に危険な状況でのあらゆる年齢の障害者に対する性暴力とジェンダーに基づく暴力を含めた隔離、排除、虐待及び暴力の特別な危険について深く懸念し、

国々は、国際人道法と国際人権法を含め、国際法の下での責務に従って、危険と人道緊急事態の状況での障害者の保護と安全性を保障するすべての必要な措置を取るべきことを強調し、

緊急支援と暴力防止対応サービスへのアクセスの減少から生じる罹病と死亡の増加する危険を含め、障害を持つ女性と女兒に与える気候変動の否定的インパクトを認め、災害の備えと対応企画への障害を持つ女性と女兒の参画を確保する国家の必要性を強調し、

障害と月経を取り巻く沈黙と汚名が障害を持つ女性と女兒がしばしば情報を欠いており、排除され、汚名を着せられていることを意味し、特に学校、職場、保健センター及び公共の施設と建物で、月経保健と衛生管理を含め、適切な上下水道サービスへのアクセスの欠如によってさらに悪化している状況を深く懸念し、

尊厳、完結性、身体的自治の完全尊重を含め、強制、差別、暴力のない性と生殖に関する健康と権利を再確認し、

障害を持つ女性と女兒が、一形態の暴力であり、拷問及びその他の残酷かつ非人間的ま



たは品位を落とす扱いとなるかも知れず、障害を持つ女性と女兒の身体的・精神的完結性に生涯にわたる結果となる人権侵害と虐待である強制不妊手術を不相応に受けていることを深く懸念し、

性と生殖に関する健康情報と保健ケア・サービスには、特にアクセスでき包摂的な家族計画、安全で効果的な現代の避妊法、緊急避妊、思春期の保健ケア・サービス、妊産婦サービスのための助産師、周産期ケア、法に違反しない場合には安全な中絶、中絶後のケア、生殖器官感染、性感染症、HIV と生殖癌のための助産師を含め、熟練した出産介添え、緊急産科ケアのような妊産婦保健ケア・サービスが含まれことを認め、

性と生殖に関する健康情報と保健ケア・サービスへのアクセスの否定は、性と生殖に関する健康を含め、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利を侵害し、虐待し、損ない、妊産婦死亡と罹病にもつながる女性と女兒に対する一形態の暴力ともなるかも知れないことを懸念し、

意思決定プロセスと指導的役割と女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃するために立案される重なり合う年齢とジェンダーに対応した政策、規則、法律の概念化、開発、実施への、あらゆる形態の暴力の被害者とサヴァイヴァーを含め、他と同等に、障害を持つ女性と女兒の完全で効果的で、意味ある参画と包摂を推進する必要性を推進し、

補助技術と装置を含め、ICT が人権の行使を強化する可能性を示し、障害者がその人権の完全享受を可能にする条件を生み出すことが出来、その社会的なデジタルの包摂とデジタル識字、エンパワーメントと自治に貢献でき、COVID-19 の流行中に、サイバー暴力、いじめ、ハラスメントのような暴力と新しい形態の暴力を含め、障害を持つ女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を非難しつつ、デジタルの状況での彼らが他と同等に生き、社会と仕事の世界に完全に、効果的に、意味ある参画ができるようにすることを認め、

女性と女兒の権利と地域社会を基盤とした団体、障害者、高齢女性、女兒の青年、フェミニスト団体、女性と女兒の人権擁護者、障害者包摂アドヴキッツを含めた市民社会による主要な貢献も認め、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを推進する措置と脅しや報復の恐れなく自由に安全に市民社会が活動することを認める措置の開発と実施における市民社会と開放的で、アクセスでき、包摂的で、透明性のある関わりを持つことの重要性をさらに認め、

障害を持つ女性と女兒を含め、すべての女性と女兒の人権についての意識を啓発することにより、すべての女性と女兒のエンパワーメントのための支援的環境を提供することにより、性的ハラスメントとドメスティック・ヴァイオレンスを含め、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する際に、家族の重要な役割をさらに認め、ドメスティック・ヴァイオレンスは、私的な家族の問題ではなく、撤廃されなければならないことを認め、

障害者統計に関する既存のガイドラインとその最新情報に続いて障害者に関する信頼で

きるデータを収集し分析することの重要性を強調し、性別・年齢別・障害別に障害者に関してデータを分類するために、データ収集を改善する継続中の努力を奨励し、国際的に比較できるデータの必要性を強調し、

1. 世界中での女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根強さと広がり憤りを表明する。

2. 可能な限りの強い言葉で障害を持つ女性と女兒を含めた女性と女兒に対する、COVID-19の流行に対応するロックダウン措置と学校閉鎖の状況でのあらゆる形態の暴力を非難する。

3. あらゆる形態の差別と暴力が、女性と女兒によるその人権と基本的自由の完全享受を損ない、無にし、これが他と同等に障害を持つ女性と女兒が、経済的・社会的・文化的・市民的・政治的領域への完全で、効果的で、意味ある参画と包摂を妨げ、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成に対する障害であることに深い懸念を表明する。

4. 障害を持つ女性と女兒をエンパワーする努力を強化し、機能的なプログラム、地域社会アウトリーチ、指導・能力開発プログラムの創設を通してあらゆる生活の領域への完全で平等な参画と包摂を妨げまたは制限するすべての障害に対処する措置を取ることでより社会へのその参画を高め、リーダーシップを推進し、他と同等に経済的・財政的資金、障害者を包摂し、アクセスできる社会インフラ、輸送、司法メカニズムと特に保健と教育に関連するサービス、並びに障害を持つ女性のための生産的雇用とディーセント・ワークへのアクセスを保障し、障害を持つ女性と女兒の優先事項と権利が政策とプログラムに完全に統合され、彼らが意思決定プロセスで密接に相談を受け、積極的に関わることを保障する必要性を強調する。

5. 女性と女兒を搾取、暴力、虐待のさらに大きな危険にさらす重複し重なり合う形態の差別に対処し、障害、ジェンダー、年齢、排外主義、身障者差別、汚名、否定的社会規範、女性と女兒に対する差別と暴力を引き起こしまたは永続化する態度と行為を防止し、撤廃する措置を実施する必要性も強調する。

6. 障害者の団体または障害者が主導する団体を含め、すべての関連ステイクホルダーと協力する積極的で多部門的取組が、貧困と他人への財政的依存を削減することを目的とする政治的・公的生活と経済的エンパワーメント、社会保護措置への完全で効果的参画のみならず、尊重、尊厳、説明責任、平等、非差別、包摂と説明責任を推進する生涯教育、訓練、メディア・キャンペーンを含め、障害を持つ女性と女兒に対する暴力を防止し、対応し、撤廃するために必要とされることを認める。

7. 以下により、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃する直接的で効果的な行動を取るよう各国に要請する：

(a)障害者の権利と尊厳に対する尊重を育成し、障害を持つ女性と女兒をエンパワーするような描き方と彼女たちの能力と貢献についての意識啓発キャンペーンを推進し、障害を持つ女性と女兒に汚名を着せたり、固定観念化したりすることを永続化するキャンペーンを支援したり、資金提供したりすることを控えること。

(b)慈善、医療モデル、身障者差別に存在する障害についての時代遅れの理解を永続化する法律と慣行を見直し、障害に対する人権に基づく取り組みを組み入れること。

(c)排外主義と宗教的不寛容を動機とする暴力を含め、女性と女兒に対する暴力の歴史的で、構造的で、底辺にある原因と危険要因に対処するために、適切な資金を配分することにより、包摂的な政策を開発し、見直し、強化し、法律と慣行が、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に対処するために調和し、障害を持つ女性と女兒を包摂するものであり、アクセスできるものであり、国の国際的な人権責務に従って実施されることを保障すること。

(d)国の国際人権責務に従って、補助器具と技術と地域社会を基盤とした訓練・リハビリ・サービスへのアクセスの増加のような、障害を持つ女性と女兒との、彼女たちのための効果的で、証拠に基づいたプログラムと戦略に向けて適切な資金を実施し、配分すること。

(e)意思決定プロセスとリーダーシップの役割と女性と女兒に対する暴力を防止し、撤廃するアクセスでき、包摂的な国内政策、法律、手続き、行動計画、プログラム、プロジェクト及び戦略の開発と実施への、他と同等に障害を持つ女性と女兒を含め、多様な状況で、女性と女兒の完全で、効果的で意味ある参画と包摂を保障し、そのような参画が、女性、女兒、その他の障害者の団体及び彼女らが指導する団体からの支援と能力開発を通して、障害を持つ女性と女兒のための地域社会のアウトリーチ、指導、能力開発プログラムを通して、安全でアクセスできる環境で行われることを保障すること。

(f)施設とサービスと情報が、アクセスできるものであることを保障し、高齢女性を含めた障害を持つ女性と障害を持つ女兒の特別な要件に対処するために働いている専門家、有償のケア・ワーカー、無償のケア提供者に年齢とジェンダーに対応した、障害者を包摂した、トラウマの情報を得た教育と訓練を提供することを含め、女性と女兒に対する暴力を防止し、撤廃するために立案されたサービスとプログラムが、障害を持つ女性と女兒を包摂するものであり、アクセスできるものであることを保障すること。

(g)社会保護制度が、貧困を防止することにより、無宿の重複し、相互に関連し、複雑な原因に対処し、地域社会での独立した生活、保健関連の目標、ジェンダー平等と人種的平等、ディーセント・ワークに貢献し、障害者の包摂を促進すること。

(h)武力紛争の状況、人道緊急事態及び自然災害の発生を含め、障害を持つ女性と女兒が直面する危険と特別な要件に特に注意して、危険な状況にある女性と女兒に対するあらゆる

る形態の差別と暴力を防止し、撤廃するあらゆる適切な措置を取ること。

(i)同意と境界の尊重、何が受容できる行為となるか、それをどのように通報するかを説明し、自尊心と情報を得た意思決定、コミュニケーション・スキルを築き、ジェンダー平等と包摂と人権に基づいて尊重し合う関係の開発を推進する、子どもの発達する能力に沿った、証拠に基づいた包括的な性教育を通して、女性と女兒に対する暴力についての教育者と学習者の意識を高める、読みやすく理解しやすい形式を含め、アクセスでき、料金が手ごろで、代替のコミュニケーション形式での教育プログラムと教材を開発し、実施すること。

(j)障害を持つ女性と女兒の特別な要件を考慮に入れる国の刑事司法法、政策、手続き、プログラムを開発し、実施し、犯罪防止、司法制度及び非正規の回復司法プロセスにかかわっている者のための能力開発を含め、犯罪防止と保護政策における年齢とジェンダーに対応した、障害を包摂した措置を推進すること。

(k)女性と女兒の権利団体、障害者・高齢女性・女兒と青年・市民社会行為者・民間セクター・宗教と地域社会グループ・宗教指導者・政治家・ジャーナリスト及びその他のメディア関係者・女性と女兒の人権擁護者を含めた人権擁護者・先住民族・地方の地域社会・その他の関連行為者の団体と障害者が主導する団体を含め、特に国際団体と NGO によって、ジェンダー平等と包摂を推進し、女性と女兒に対する暴力を撤廃することを目的として、適切な財政資金を配分することを含め、対象を絞ったアクセスできる対応、プログラム、政策を開発する努力の一部として行われるイニシアティブを支援すること。

8. あらゆる形態の女性と女兒に対する暴力に対応し、以下により、すべての被害者とサヴァイヴァーを支援し、保護するようにも各国に要請する:

(a)加害者に責任を取らせ、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に対する刑事責任免除をなくすこと。

(b)法律が、女性と女兒に対する暴力の時宜を得た効果的な捜査、職権上の訴追を含めた訴追、制裁、矯正を認めることを保障すること。

(c)はっきりと暴力を禁止し、公的・私的領域でのあらゆる形態の暴力、特に支援の提供者、保健ケア提供者、輸送の提供者及び官憲の地位にあるその他の者、ケア提供者によって、オンラインとオフラインで加えられる暴力、性的ハラスメント、ドメスティック・ヴァイオレンス、親密なパートナーからの暴力、及び女性と女兒のジェンダー関連の殺害から障害を持つ女性と女兒を含めたすべての女性と女兒に適切な保護を提供し、刑事責任免除をなくし、家庭内、施設内、デジタルの状況、仕事の世界、地域社会で起こり、支援提供者によって行われる身体的・性的・心理的・経済的暴力がかかわる犯罪を適切に処罰する法律を採択し、強化し、実施すること。

(d)障害者、特に障害を持つ高齢女性、障害を持つアフリカ系・アジア系の人々、障害を

持つ移動者、障害を持つ先住民族の法の前での平等な承認を保証し、「障害者の権利に関する条約」の第12条で認められているように、生活のあらゆる側面で他と同等にその法的能力を行使する機会を持つことを保障すること。

(e) アクセスできる方法で関連法の下での権利について女性と女兒に伝えることにより、あらゆる形態の差別とジェンダーに基づく暴力を防止し、撤廃することを目的とする法律の効果的実施と施行のための司法と説明責任メカニズムと時宜を得た効果的な救済策へのアクセスを保障し、障害を持つ女性と女兒のための手続き型の宿泊所を提供し、法的インフラを改善し、法の下での平等を保障し、法による障害を持つ女性と女兒の平等な保護を保障するために司法制度に年齢とジェンダーに対応した障害者を包摂する訓練を主流化すること。

(f) 暴力の被害者とサヴァイヴァーに再被害と再トラウマ化を避け障害を持つ女性と女兒にとって包摂的でアクセスできる被害者とサヴァイヴァーを中心とした年齢とジェンダーに対応した法的・医学的・心理的な機密のカウンセリング・サービスと法的保護を含め、効果的な救済策を暴力の被害者とサヴァイヴァーに提供し、あらゆる場での搾取、暴力、虐待の事例をどのように防止し、認め、通報するかを含め、アクセスできる形式で支援サービス、情報、教育を提供すること。

(g) 精神衛生、心理的支援、地域社会サービスに人権の視点を完全に統合し、障害者の個人的完結性を保護し、あらゆる形態の差別、汚名、固定観念、偏見、暴力、虐待、社会的排除、隔離、障害を根拠とした違法な恣意的自由の剥奪及び施設入所、この状況内での過剰医療を撤廃する目的での適宜、既存の法律、政策、慣行を採用し、実施し、更新し、強化しまたは監視し、心理的障害を持つ人が独立して生活する権利、社会に完全に包摂され、効果的に参画する権利、自分に影響を及ぼす事柄を決定する権利、他と同等に尊重され尊厳を持つ権利を推進すること。

(h) 性と生殖に関する健康と権利が、性暴力とジェンダーに基づく暴力の被害者とサヴァイヴァーを含め、社会的及びその他の健康の決定要因に対処し、障害を除去し、政策と好事例と法的枠組みを開発し、施行し、質の高い包括的な性と生殖に関する健康ケア・サービス、情報、教育を普遍的にアクセスでき包摂的なものにする事により、完全に実現することを保障すること。

(i) 法的能力を制限したり、強制不妊手術、強制中絶、強制避妊を認める法律と規制規定を廃止し、すべての医療手続きまたは介入が、他と同等に身体的・精神的完結性を尊重する権利に相当の注意を払って行われ、障害を持つ女性と女兒の自由で情報を得た同意なく行われないことを保障すること。

(j) 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に関して、性別・年齢別・障害別・その他の関連特徴別に分類された統計データを定期的に収集し、分析し、発表する制度を強化または設立し、参画、透明性、プライバシー、説明責任を含め、人権の原則を尊重しつつ、

暴力を防止し、対応するために、すべてのセクターにわたるより効果的な努力を特徴づけるためにこれらデータを利用すること。

9. 強化された法律施行、暴力の被害者とサヴァイヴァーのための司法と社会保護措置を通して、すべての流行病対応と回復計画にアクセスでき包摂的な予防、対応、保護制度を統合し、女性と女児の団体と彼女たちの主導する団体を含め、市民社会と地域社会との協働で、基本的サービスとして暴力の被害者とサヴァイヴァーのためのジェルター、サービス、安全なスペースのアクセス可能性と能力を指定し、拡大し、施設からの出所を推進し、施設入所を防止し、ロックダウン中を含め、女性と女児に対する暴力に対処する年齢とジェンダーに対応したアドヴォカシーと意識啓発キャンペーンを強化し、障害を持つ女性と女児のためのワクチンへの安全で公正なアクセスを提供し、流行病対応と回復計画の開発と実施へのその参画を保障することにより、COVID-19 流行のさ中に、障害を持つ者を含めた女性と女児に対する暴力の増加を防止し、対応するよう、国々に要請する。

10. 女性の人権に関する年次丸一日の討論を歓迎し、第 47 回会期中に開催された年次討論に関して、アクセスできる形式で概要報告書を準備し、第 50 回会期にその報告書を提出し、第 50 回会期で開催されることになっている年次討論について、アクセスできる形式で、概要報告書を準備し、女性の人権に関するその年次討論を障害者が完全にアクセスできるものにするよう国連人権高等弁務官事務所に要請する。

11. 第 53 回会期で、作業計画に従って、優先的問題として、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃の問題の検討を継続することを決定する。

## 7月13日(火)午後

### 決議の採択(継続)

#### 17. インターネットでの人権の推進、保護、享受(A/HRC/47/L.22)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、バラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、チュニジア、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

賛成 43 票、反対 0 票、棄権 4 票で決議を採択

票決結果: 賛成 43 票: アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、ボリヴィア、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、コーディヴォワール、キューバ、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、インド、インド

ネシア、イタリア、**日本**、リビア、マラウイ、マーシャル諸島、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、ネパール、オランダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、韓国、ロシア連邦、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン

反対 0 票

棄権 4 票: カメルーン、中国、エリトリア、ヴェネズエラ

#### 18. 武器取引が人権に与えるインパクト(A/HRC/47/L.27)

提案国: アルバニア、チリ、コスタリカ、エクアドル、ギリシャ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、スイス、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

#### 19. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/HRC/47/L.6)

提案国: アルバニア、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョー2ア、ドイツ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ポーランド、カタール、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、ソマリア、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ、英国、米国

賛成 25 票、反対 6 票、棄権 15 票で決議を採択

票決結果: 賛成 25 票: アルゼンチン、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、コーティヴォワール、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、イタリア、**日本**、リビア、マラウイ、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ポーランド、韓国、ソマリア、トーゴ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

反対 6 票: アルメニア、ボリヴィア、中国、キューバ、ロシア連邦、ヴェネズエラ

棄権 15 票: バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、エリトリア、インド、インドネシア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、セネガル、スーダン、ウズベキスタン

#### 20. ベラルーシの人権状況(A/HRC/47/L.13)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国、米国

賛成 21 票、反対 7 票、棄権 19 票で決議を採択

票決結果: 賛成 21 票: アルゼンチン、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、チ

エコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ドイツ、イタリア、**日本**、マラウイ、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国、ウルグアイ  
反対7票: ボリヴィア、中国、キューバ、エリトリア、フィリピン、ロシア連邦、ヴェネズエラ

棄権19票: アルメニア、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、コートジヴォワール、ガボン、インド、インドネシア、リビア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウズベキスタン

## 21. 社会フォーラム(A/HRC/47/L.17)

提案国: アルゼンチン、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、チリ、キューバ、エクアドル、エジプト、ナミビア、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエーメン  
コンセンサスで決議を採択

### 決定の採択

#### 1. 普遍的定期的レビューの第4サイクルの開始(A/HRC/47/L.7)

提案者: 人権理事会議長  
コンセンサスで決定を採択

### 決議の採択(継続)

22. 人種的正義と平等のための変革的变化に向けたアジェンダを通じた法律執行担当官による武力の過度の使用及びその他の人権侵害からのアフリカ人とアフリカ系の人々人権と基本的自由の推進と保護(A/HRC/47/L.8/Rev.1)

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

## 23. 人権分野でのウクライナとの協力と援助(A/HRC/47/L.25)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国

賛成19票、反対8票、棄権20票で決議を採択

票決結果: 賛成19票: オーストリア、バハマ、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ドイツ、イタリア、**日本**、リビア、マラウイ、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ。英国

反対8票: アルメニア、ボリヴィア、カメルーン、中国、キューバ、エリトリア、ロシア連邦、ヴェネズエラ

棄権20票: アルゼンチン、バーレーン、バングラデシュ、ブラジル、ブルキナファソ、



ガボン、象牙海岸、インド、インドネシア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウルグアイ、ウズベキスタン

#### 24. 新しく出現するデジタル技術と人権(A/HRC/47/L.12/Rev.1)

提案国: アルバニア、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ネパール、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、シンガポール、スロヴァキア。スロヴェニア、ソマリア、スペイン、スイス、タイ、テュニジア、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

賛成 44 票、反対 0 票、棄権 3 票で決議を採択

票決結果: 賛成 44 票: アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、ボリヴィア、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、コートイヴォワール、キューバ、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、市インド、インドネシア、イタリア、**日本**、リビア、マラウイ、マーシャル諸島、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、ネパール、オランダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、韓国、ロシア連連邦、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウクライナ、英国、ウズベキスタン

反対 0 票

棄権 3 票: 中国、エリトリア、ヴェネズエラ

### 7月14日(水)午前

決議の採択(継続)

#### 25. 人権と気候変動(A/HRC/47/L.19)

提案国: バングラデシュ、チリ、エクアドル、ナミビア、ネパール、パラグアイ、フィリピン、カタール、ヴェトナム

賛成 46 票、反対 0 票、棄権 1 票で、口頭で修正の決議を採択

票決結果: 賛成 46 票: アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コートイヴォワール、キューバ、チェコ共和国、デンマーク、エリトリア、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、**日本**、リビア、マラウイ、マーシャル諸島、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、ネパール、オランダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、韓国、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 0 票

棄権 1 票: ロシア連邦

## 26. 予防できる妊産婦死亡と罹病と人権(A/HRC/47/L.23/Rev.1)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、素ロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、ウクライナ、英国、ウルグアイ  
コンセンサスで決議を採択

採択前、修正案 L.58, L.59, L.60, L.61, L.62, L.63 を否決

### 決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

妊産婦死亡と罹病を防止することがすべての国にとっての人権の優先事項の一つであることを認め、すべての人権が普遍的で、不可分で、相互に関連し、相互に依存し、相互に強化していることを再確認し、

「世界人権宣言」を再確認し、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「市民的・政治的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」及び「障害者の権利に関する条約」を含め、関連国際条約を想起し、

予防できる妊産婦死亡と罹病と人権に関する以前の人権理事会決議を想起し、

「北京宣言と行動綱領」及び「国際人口開発会議行動計画」及びこれらの見直し会議と成果文書を再確認し、CSW の決議と合意結論及び人口開発委員会の決議も再確認し、

2030 年までに生児出生 10 万につき 70 以下に世界的な妊産婦死亡を減らすという「持続可能な開発目標 3」に含まれている公約を想起し、

それぞれのマンデート内で、妊産婦死亡を防止し、妊産婦罹病を予防し治療する世界保健機関、国連人口基金及びその他の国連機関、基金、プログラムの努力を歓迎し、

それぞれのマンデートに従って、すべての関連国連機関と市民社会団体との間の調整を強化する重要性と、「北京宣言と行動綱領」、「国際人口開発会議の行動計画」及びその見直し会議と成果文書に従って、予防できる妊産婦死亡と罹病を減らす際に、性と生殖に関する健康と権利の完全尊重と保護と成就を保障する国家の必要性を認め、

国家には、性と生殖に関する健康を含め、差別や強制や暴力なく、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利の完全実現を達成するために手段を取る責務があることを再確認し、

妊産婦罹病とは、世界保健機関によって定義されているように、女性及び女児の福利に否定的インパクトを与える妊娠と出産のためのまたはこれによって悪化する保健状態を言うことを認め、

予防できる妊産婦罹病は人権問題であり、妊娠中に女性と女児が耐えているよ予防できる死亡と嘆かわしい傷害は、避けられない出来事ではなくて差別法と慣行、有害なジェンダー規範と慣行、機能する保健制度とサービスの欠如、説明責任の欠如の直接的結果であることも認め、

妊産婦死亡と罹病の根本原因としての貧困、栄養不良、不適切なまたはアクセスできない保健ケアサービスとその欠如、早期出産、子ども結婚、早期・強制結婚、女性と女児に対する暴力、社会文化的障害、周縁化、非識字の間の相互関連性を強調し、

予防できる妊産婦死亡と罹病の撤廃への人権に基づく取り組みは、特に平等、説明責任、関り、参画、アクセス可能性、透明性、エンパワーメント、持続可能性、非差別、国際協力の原則によって支えられていることを認め、

料金が手ごろで安全な飲用水と適切な下水道、適切な食糧・栄養・住居の適切な供給、健全な職業と環境の条件、保健関連の教育と情報、並びに質の高い基本的な保健ケア・サービスへの公正なアクセスのような保健の底辺にある決定要因が、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利を保障し、予防できる妊産婦死亡と罹病を撤廃する基本であることも認め、

性と生殖に関する健康を含め、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利の侵害と不適切な緊急産科サービスと危険な中絶がかかわる侵害が、産科フィステラ、子宮脱、産後鬱病と不妊を含め、程度の高い妊産婦罹病を引き起こし、世界の多くの地域で出産年齢の女性と女児の病気と死亡に繋がっていることをさらに認め、

性と生殖に関する健康と権利は、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利の実現にとって不可欠であり、包括的な性と生殖に関する健康ケア・サービスは、重複し、重なり合う形態の差別に対処することを含め、非差別と正規の実体的平等に基づいた利用可能性、アクセス可能性、受容可能性と質がなければならないことを認め、

性と生殖に関する健康と権利の問題に関する情報を求め、受け、分かち合う権利は、サービスのアクセス可能性にとっての基本であり、先住民族女性と女児、民族的マイノリティの女性と女児、障害を持つ女性と女児、その他の周縁化された集団の女性と女児を含めた女性と女児による情報への不平等なアクセスが差別となることも認め、

妊産婦死亡率と罹病率に否定的インパクトを持つ性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利の継続する侵害があり、この権利の完全享受が、世界中で、思春期の女子を含めた多くの女性と女兒にとって遠い目標のままであることを深く懸念し、

人道の場と紛争の場を含め、脆弱な状況で暮らしている女性と女兒が、性暴力とジェンダーに基づく暴力、人身取引、組織的レイプ、性奴隷、強制不妊手術、強制妊娠、子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除のような有害な慣行、料金が手ごろで、アクセスできる、適切な性と生殖に関する健康サービス、子どもの発達する能力に従った証拠に基づく包括的な性教育を含めた証拠に基づく情報と教育、熟練した出産介添えを含めた周産期ケアへのアクセスの欠如、望まない妊娠、危険な中絶、妊産婦死亡と罹病の高い危険という結果となる緊急産科ケア、貧困、低開発及びあらゆる型の栄養失調を含め、人権侵害と虐待の高い危険に不相応にさらされていることも深く懸念し、

コロナウイルス病(COVID-19)の流行が過剰な保健制度、助産師の再配置、医療職員と支給品の不足、世界的供給網の崩壊につながり、これが女性と女兒の性と生殖に関する健康を含め、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利を損なうこともあり、保健ケア・ワーカーの利用可能性とアクセス、妊産婦・新生児ケア及びその他の基本的な妊産婦と子ども保健支援とサービス、性と生殖に関する健康情報と教育、避妊、性感染症の治療へのアクセスに悪影響を及ぼし、一方ウイルスに罹ることの恐怖が、女性と女兒が保健ケア施設を訪れることを禁じるかも知れず、これが妊産婦死亡と罹病の危険を高めることをさらに深く懸念し、

年齢、社会経済的地位、障害、人種的・民族的背景、言語、宗教、健康、先住民族及びその他の地位を含め、女性と女兒に対する広がった差別及び重複し重なり合う形態の差別が、妊産婦罹病に罹る危険をかなり高め、COVID-19の危機が、女性と女兒が直面している以前から存在している不平等と組織的差別をさらに悪化させ、性暴力とジェンダーにもづく暴力とハラスメント、子ども結婚と早期・強制結婚、特に思春期の女子の間の望まない妊娠の発生を増やし、それによって妊産婦罹病の危険を高めていることも深く懸念し、

人権には、強制や差別や暴力なく、性と生殖に関する健康を含め、セクシュアリティに関連する問題を管理し、自由に責任をもって決定する権利が含まれ、尊厳と完結性と身体的自治を完全に尊重して、性関係と生殖の問題における平等な関係には、相互の尊重、同意、性行為とその結果に対する責任の共有が必要であることを再確認し、

特別な形態の妊産婦罹病に関連する汚名、恥、隔離がハラスメント、差別、排斥、女性と女兒に対する暴力につながることもあり、彼女たちがケアを求めることを妨げることもあり、女性と女兒にとっての身体的・心理的・経済的・社会的害悪と苦しみという結果となることを認め、

特に農山漁村遠隔地域と最も貧しい都会地域と重複し重なり合う形態の差別に直面して

いる女性と女兒の間で、国々の間のみならず国内においても妊産婦死亡率と罹病率に大きな格差があることも認め、

妊産婦死亡の危険は、思春期の女子の間で比較的高く、15歳未満の思春期の女子の間で最も高く、妊娠と出産の併発症が、開発途上国の思春期の女子の間で死亡と急性罹病の主導的原因であることに懸念を抱いて留意し、上に述べた格差を減らすために、すべての社会的・経済的・環境的決定要因に対処する必要性を認め、

受容できないほどに高い予防できる妊産婦死亡率と罹病率を減らすために、さらなる政治的意思と公約、あらゆるレベルでの国際協力と技術援助が緊急に必要とされ、人権に基づく取り組みを性と生殖に関する健康ケア・サービスに統合することが、この割合を減らすという共通の目標に積極的に貢献できるものと確信し、

妊産婦死亡と罹病を予防できないことは、生活のあらゆる側面での女性と女兒のエンパワーメントとその人権の完全享受と、その完全な可能性と持続可能な開発一般に到達する能力に対する最も重要な障害の一つであることを認め、

妊産婦罹病が、その教育を修了し、包括的な知識を得、地域社会に参画し、雇用可能な技術を開発する女兒の機会を減らし、その身体的・精神的健康と福利、その雇用機会、彼女たちとその子どもたちの生活の質に長期的な否定的インパクトを与える可能性があり、その権利の完全享受を侵害することを深く懸念し、

1. 予防できる妊産婦死亡と罹病を減らし、「北京宣言と行動綱領」及び「国際人口開発会議行動計画」とこれらの見直し会議と成果文書に従って、法的障害の除去と性と生殖に関する健康と権利、身体的自治を尊重する政策、好事例、法的枠組みの開発と施行を通して差別、強制、暴力を受けずに性と生殖に関連するすべての事柄を自由に責任を持って決定する権利を尊重し、保護し、成就し、性と生殖に関する健康ケア・サービスへの普遍的アクセス、家族計画、安全で効果的な現代の避妊法、緊急避妊、熟練した出産介添えと緊急産科ケアのような質の高い妊産婦保健ケアを含めた保健ケアへの普遍的アクセス、国内法に違反しない時の安全な中絶、及び性と生殖に関する健康の、思春期の女子を含めたすべての女性と女兒のための国内保健戦略とプログラムへの統合を保証するようすべての国々に要請する。

2. 精神衛生と心理サービス、性と生殖に関する健康ケア・サービスを含め、強制、差別、暴力なく、保健ケア・サービスの利用可能性、アクセス可能性、受容性及び質を保障するよう国々に要請する。

3. COVID-19 流行の状況でも、妊産婦・新生児ケアへのアクセスを含めた性と生殖に関する保健ケア・サービス、国内法に違反しない場合には安全な中絶、現代の形態の避妊、性感染症の検査と治療、子宮頸がんの検査と治療、HIV の垂直感染の予防、栄養と精神衛生サービスを保障するよう国々に要請する。

4. とりわけ産科フィステュラ、子宮脱、産後鬱病、不妊のような妊産婦罹病に対して、思春期の女子を含めたある女性と女兒が陥る貧困と栄養失調を含めたジェンダー差別と社会経済的要因のような底辺にある健康の決定要因にた対処するようにも国々に要請する。

5. 人権に基づく取り組みを利用して、あらゆるレベルで行動を起こし、万人のための利用でき、アクセスでき、受容でき、質の高い保健ケアサービスと子どもの発達する能力に沿った証拠に基づいた包括的な性教育を含めた情報と教育の欠如、薬剤と医療設備へのアクセスの欠如、あらゆる型の栄養不良、貧困、汚名、患者の医療記録の機密性の欠如、安全な飲用水と下水道へのアクセスの欠如、貧困、低開発、保健ケア制度が直面している人材と物的資源の不足、病院、技術援助、能力開発、訓練の必要性に悪影響を及ぼす資金不足、子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除、早期出産、ジェンダーに基づく不平等と差別のような相互に関連する妊産婦死亡と罹病の原因に対処し、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力を撤廃する具体的措置を取るよう国々に要請し、国内人権機関と NGO を含めたその他の関連ステイクホルダーを奨励する。

6. 市民社会を含め、特に国内・地方・地域社会レベルでの女性と女兒の完全で平等で意味のある参画を含め、すべての関連ステイクホルダーの積極的な参画を得て、妊産婦罹病を防止し、治療するための政策、プログラム、予算及びサービスの人権に基づいた、ジェンダーに対応した、多部門的で、規律横断的な調整を推進し、妊産婦死亡と罹病の撤廃と性と生殖に関する健康への普遍的アクセスの達成を促進するためにこれら政策、プログラム、予算及びサービスを監視する社会的説明責任メカニズムを推進するよう国々に要請する。

7. 保健ケア制度と保健労働力の能力と資金を強化し、性と生殖に関する保健ケア・サービスを含めた保健のための増額された予算の配分と国際的な医療基準に沿って、助産師、看護師、産科医、婦人科医、医師、外科医、麻酔医の配置と訓練を含め、保健のための増額された予算の配分を通して、妊産婦罹病を防止し、治療するに必要な基本サービスを提供し、カウンセリング、教育、家族計画、社会経済的エンパワメント、社会保護、心理サービスを含め、妊産婦罹病を抱えて暮らしている女性と女兒が汚名、差別、排斥、経済的・社会的排除を克服できるように、包括的な社会統合サービスを保障するよう各国に要請する。

8. 妊産婦罹病を防止し、対処するためにより包括的な政策を支持するために、すべての女性と女兒のための性と生殖に関する健康ケア・サービスの利用可能性、アクセス可能性、受容性及び質に関する信頼できる、透明性のある、協働的な分類データの収集を推進するために、その調査、データ収集及び監視と評価制度を強化するようにも各国に要請する。

9. 定の妊産婦罹病とその予防の原因に関する情報の、特に女性と女兒のための利用可能性を保障するための、この領域でのより対象を絞った調査、十分な資金の配分、献身的努

力を通して、人権問題として妊産婦罹病に対する意識と可視性を高めるよう各国に要請する。

10. 人権問題として妊産婦罹病に重点を置く予防できる妊産婦死亡と罹病を減らすための政策とプログラムの実施への人権に基づく取り組みの適用に関する技術ガイダンスの適用のフォローアップに関する国連人権高等弁務官事務所の報告書に感謝と共に留意し、そこに含まれている勧告を検討するようすべてのステイクホルターを奨励する。

11. 既存の公約を尊重しつつ、専門知識と技術と科学的データの移転と開発途上国との好事例の交換を通して、妊産婦死亡と罹病に対処する技術協力を強化することにより、開発パートナーシップと国際援助協力取り決めで、妊産婦死亡と罹病を新に強調し、女性と女兒に対する差別が妊産婦死亡と罹病に与えるインパクトに対処して、そのようなイニシャティヴに人権に基づく視点を統合するよう、各国及びその他の関連行為者に要請する。

12. 法律、政策、慣行が身体的自治とプライバシーの権利、国際援助政策を含め、性と生殖に関する健康と権利に関する法律と政策を国際人権法に沿わせ、保健情報と保健ケアに対する第三者の権威に関連する差別法を廃止し、ジェンダー固定観念、差別的な規範と行為と闘うことにより自分自身の生活と健康に関する事柄を自治的に決定する平等な権利を保障するよう、各国に要請する。

13. 関連する規範的枠組みの下で、自分の権利について女性と女兒に伝え、法的カウンセリング、援助、救済策へのアクセスにおけるすべての障害を除去することにより、性と生殖に関する健康、特に妊産婦死亡と罹病を防止することを目的とするものを含め、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利侵害を防止することを目的とする法律と基準の効果的実施と施行のための司法と説明責任メカニズムと時宜を得効果的な救済策へのアクセスを保障するようにも国々に要請する。

14. メディアとオンラインを通して、学校を含めた包摂的な公共の意識啓発、証拠に基づくイニシャティヴを通して、性暴力とジェンダーに基づく暴力と差別の防止を含め、学校の内外にいる子どもの発達する能力に沿った証拠に基づいた包括的な性教育への普遍的アクセスを保障して、ジェンダー平等、女性の権利と子どもの権利を保障するよう国々に要請する。

15. 予防できる妊産婦死亡と罹病の撤廃への人権に基づく取り組みを討議するために多様なレベルで、保健ワーカーと周縁化された女性と女兒を巻き込む多様なステイクホルダーの会議を開催し、支援し、国レベルのプロセス内での機会を明らかにし、行動のための具体的な領域と計画を優先するようにも国々に要請する。

16. 国々と国連人口基金、国連開発計画、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウイメン)及び世界保健機関を含めたその他の関連行為者による技術ガイダンスの利用を通して、予防できる妊産婦死亡と罹病の撤廃への人権に基づく取り組

みの適用における好事例と課題に関するフォローアップ報告書を、各国、国連機関、すべてのその他の関連ステイクホルダーと相談して準備し、それを第 54 回人権理事会に提出するよう国連人権高等弁務官に要請する。

17. この問題に関わり続けることを決定する。

議長ステートメントの採択

1. COVID-19 流行への対応人権の意味合い(A/HRC/47/L.21)

議長声明

Nazhat Shameem Khan 人権理事会議長: ロシア連邦の反対により、声明を撤回するしかない

人権理事会報告者報告

Monique T.G. Van Daalen 人権理事会副議長・報告者: 理事会は 13 か国の普遍的定期的レビューの成果を採択し、7 名の特別手続きマンデート保持者を任命した。

第 48 回人権理事会は、2021 年 9 月 13 日から 10 月 1 日まで開催の予定。

以 上